

生活保護制度における医療扶助費の 地域差等に関する分析②

平成28年9月15日

厚生労働省社会・援護局

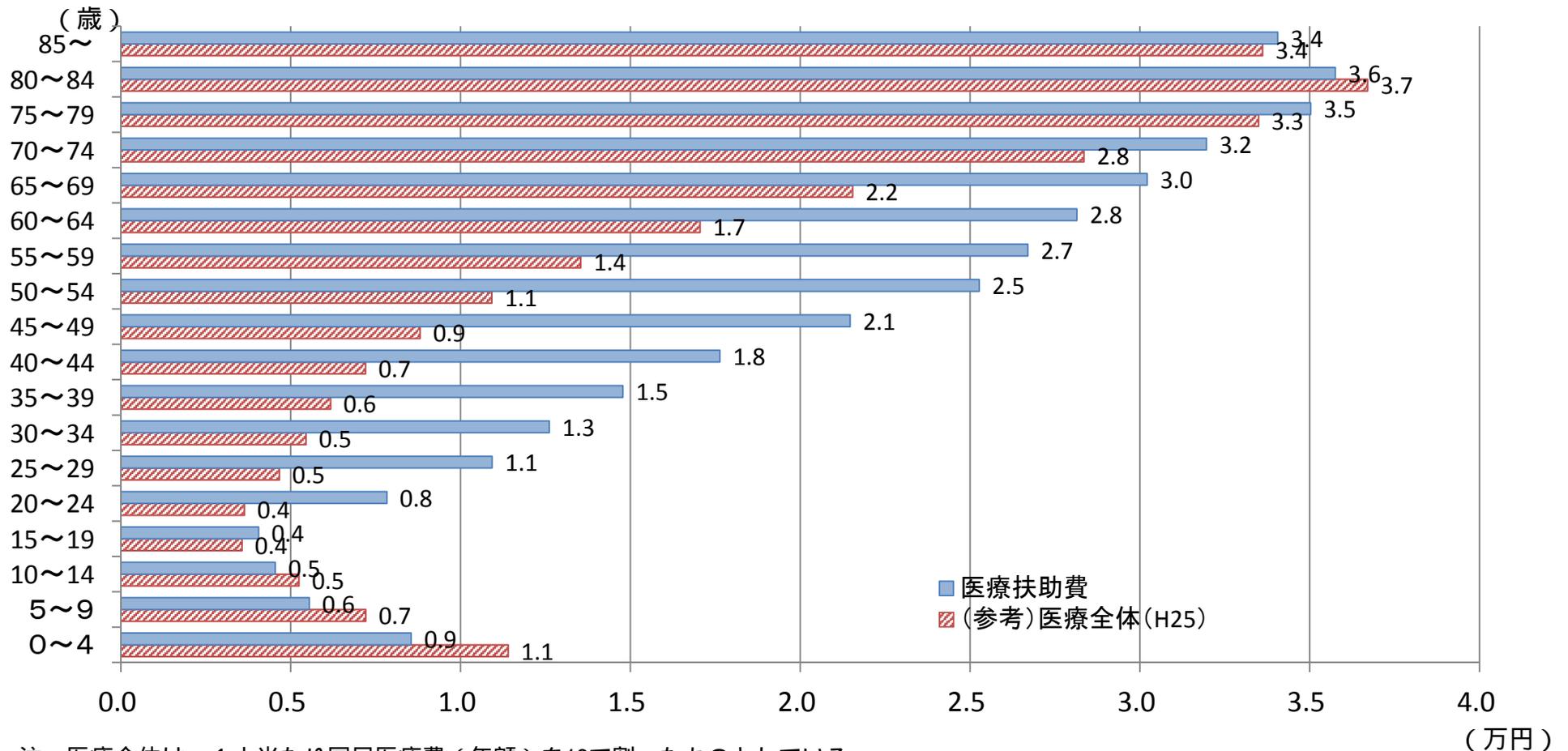
○ 目次

- 入院外及び調剤にかかる医療扶助費の動向
- 入院外における受診動向
- 後発医薬品の使用状況
- 第10回社会保障ワーキング・グループ(平成28年4月8日)における委員ご依頼事項
- 都道府県別、指定都市・中核市別 年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費

入院外及び調剤にかかる医療扶助費の動向

年齢階級別 被保護者1人当たり医療扶助費(入院外+調剤・月額) (平成26年6月審査分)

○ 年齢階級別に入院外+調剤に係る1人当たり医療扶助費(月額)をみると、20歳未満及び75歳以上については医療全体とほぼ同水準であるが、20歳以上75歳未満については医療全体よりも高い水準となっている。

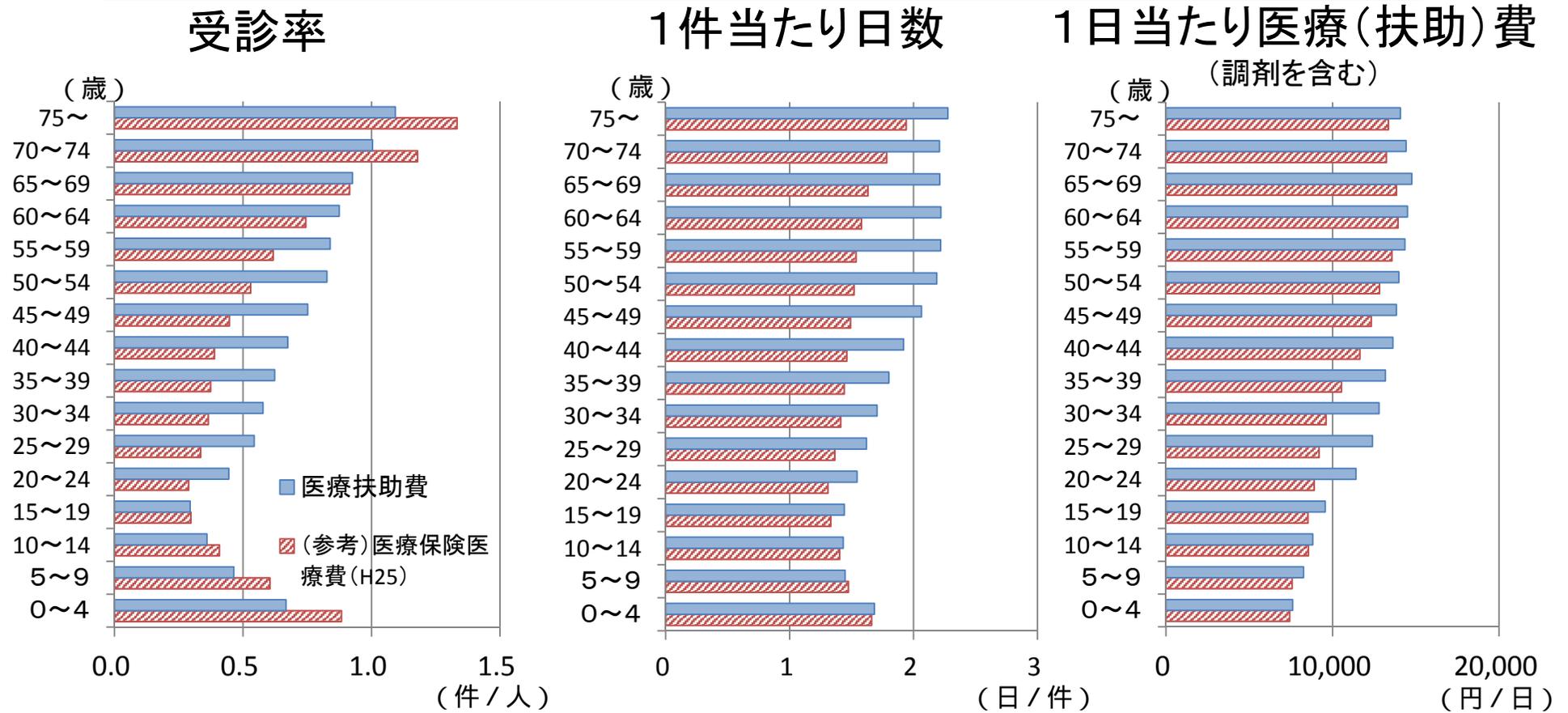


注：医療全体は、1人当たり国民医療費(年額)を12で割ったものとしている。

資料：第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)、平成25年度国民医療費

年齢階級別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額) 三要素(入院外) (平成26年6月審査分)

○ 入院外+調剤に係る1人当たり医療扶助費(月額)を要素別に分解し、医療保険と比較すると、いずれの要素も医療扶助の方が概ね高い傾向にあるが、15歳未満及び70歳以上の受診率については、医療扶助の方が低くなっている。



注1: 「受診率」とは、1ヶ月間における被保護者1人当たりのレセプト枚数(患者が利用した医療機関数の延べ数)を指す。なお、医療保険医療費の受診率は比較のため、年度ベースのものを12で割ったものとしている。

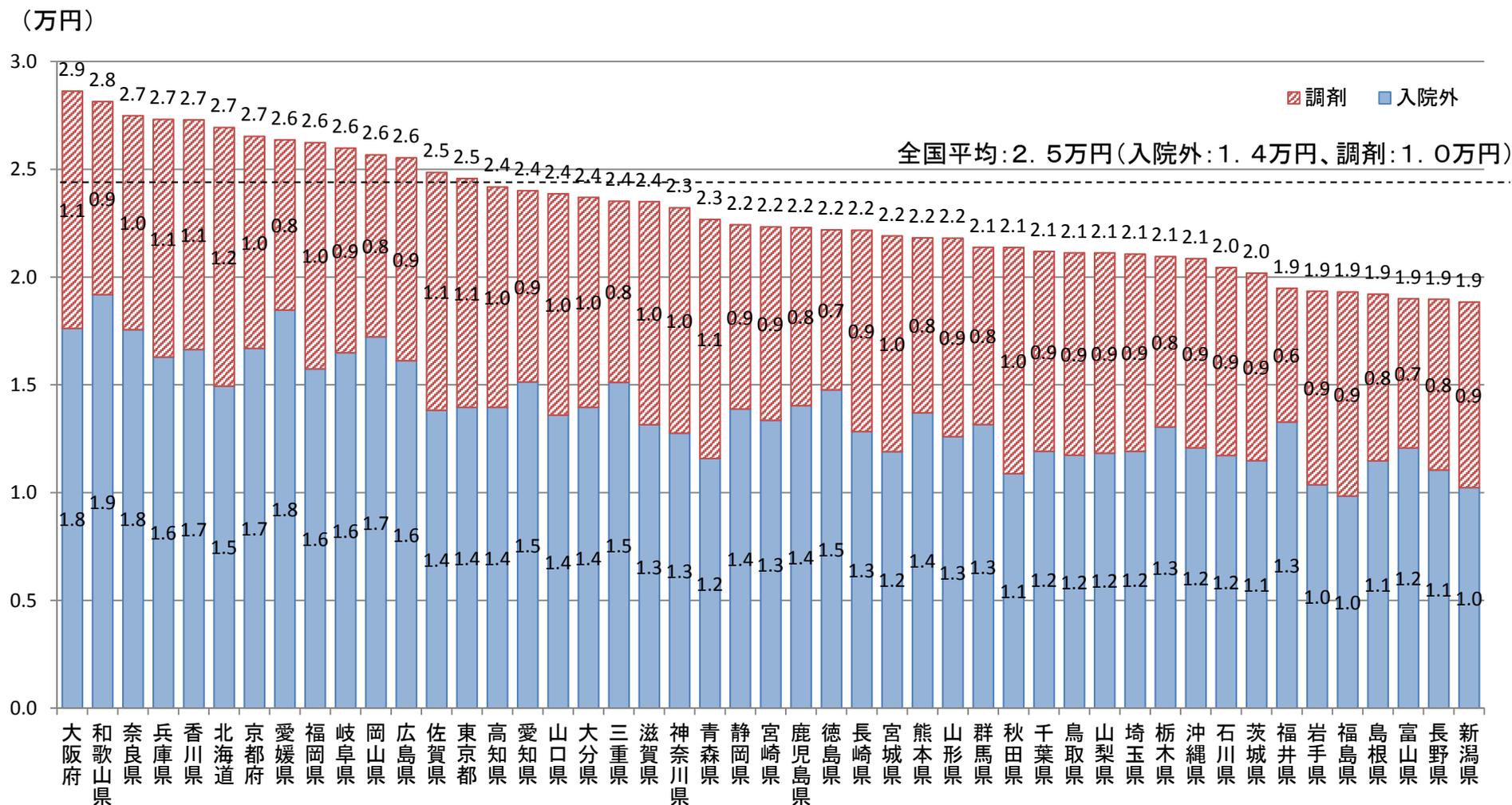
注2: 「1件当たり日数」とは、レセプト1枚当たりの医療機関を利用した日数を指す。

資料: 第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)、平成25年度医療保険に関する基礎資料

都道府県別 年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(入院外+調剤・月額) (平成26年6月審査分)

○ 都道府県別の入院外+調剤にかかる被保護者1人当たり医療扶助費(月額)を性・年齢構成の違いを除いた形()で比較すると、最も高い県と低い県で約1.0万円の差がある。

各都道府県の性・年齢階級別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と、全国の被保護者の性・年齢構成とで算出した仮想的な被保護者1人当たり医療扶助費(月額)。

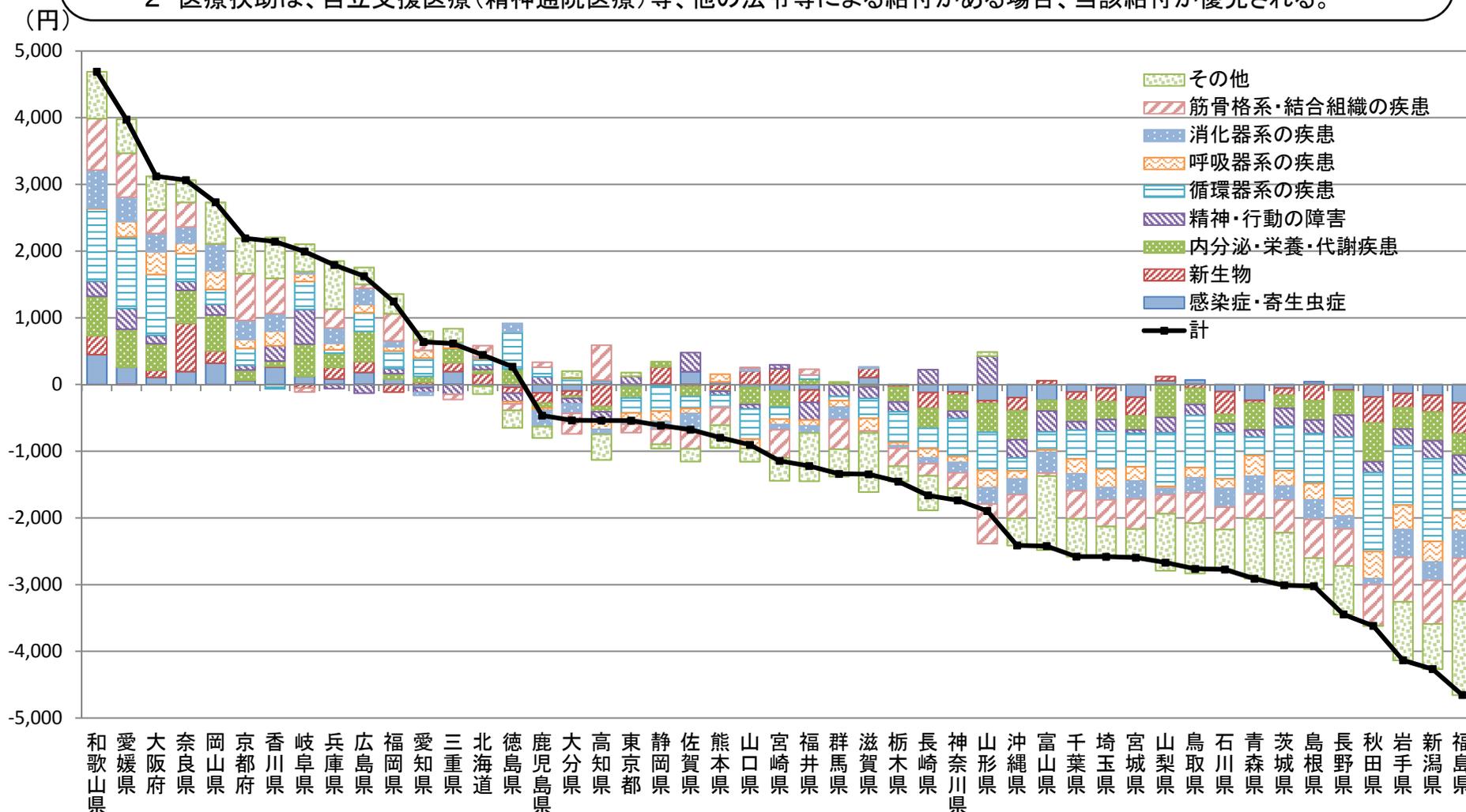


資料: 第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)

都道府県別 年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差(入院外) (平成26年6月審査分)

○ 都道府県別に年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差を主な傷病別にみると、「循環器系の疾患」、「内分泌・栄養・代謝疾患」および「筋骨格系・結合組織の疾患」による影響が比較的大きい。

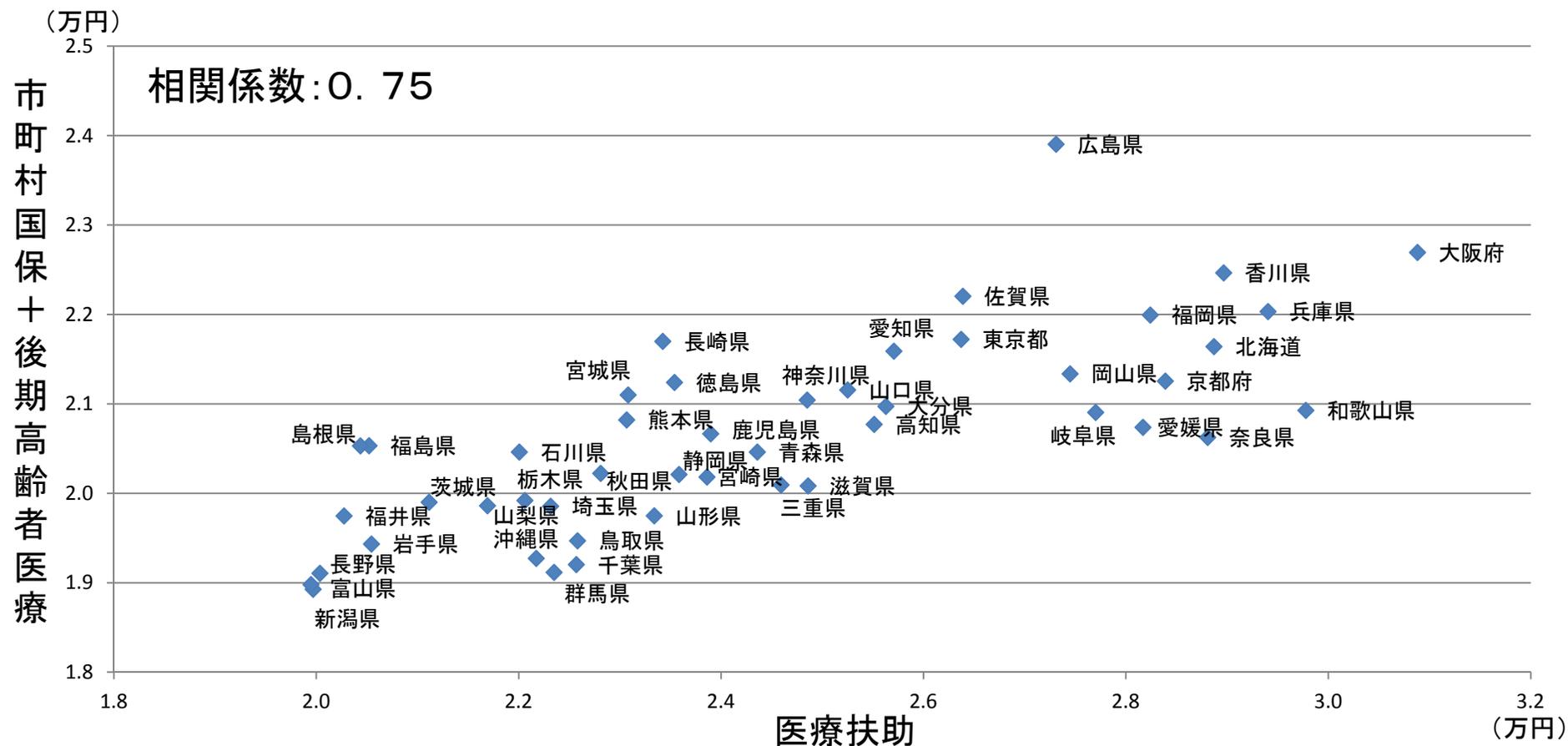
- 1 入院外に係る医療扶助費のみであり、調剤に係る分が含まれていないことに注意を要する。
- 2 医療扶助は、自立支援医療(精神通院医療)等、他の法令等による給付がある場合、当該給付が優先される。



資料：第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)

(参考) 都道府県別 年齢調整後^(注1) 被保護者1人当たり医療扶助費 (入院外+調剤・月額) ～市町村国保+後期高齢者医療との比較～

○ 入院外+調剤に係る都道府県別の年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と市町村国保+後期高齢者医療の加入者1人当たり医療費との相関係数をみると、0.75となっている。



注1: 年齢調整は、市町村国保+後期高齢者医療、医療扶助ともに市町村国保+後期の年齢構成を用いて行っている。

注2: 市町村国保+後期高齢者医療の値は年額を12で割ったものとしている。

資料: 第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)、第8回社会保障WG資料(平成28年3月23日)

入院外における受診動向

制度別 受診日数の分布状況(入院外)

- 医療扶助における入院外の月間の受診日数の分布をみると、外来受診者のうち、半数弱が受診日数1日となっている。
- また、入院外における受診日数の分布を制度別にみると、医療扶助については国民健康保険と後期高齢者の間の値をとっている。

入院外における月間の受診動向(平成27年6月審査分)

(万人)

		医療扶助		協会(一般) (平成27年3月)		組合健保 (平成27年3月)		国民健康保険 (平成27年3月)		後期高齢者医療 (平成27年3月)	
加入者数(a)		215.1		3,639.2		2,257.1		3,593.4		1,576.7	
受診日数	1日	59.9	44.7%	817.5	56.0%	499.9	56.1%	911.6	51.1%	449.6	35.1%
	2日	31.9	23.8%	336.1	23.0%	206.9	23.2%	415.2	23.3%	318.5	24.9%
	3日	15.4	11.5%	144.1	9.9%	88.6	9.9%	188.7	10.6%	177.2	13.8%
	4日	8.3	6.2%	69.1	4.7%	42.3	4.7%	95.3	5.3%	102.5	8.0%
	5日	4.9	3.7%	35.5	2.4%	21.4	2.4%	52.8	3.0%	63.8	5.0%
	6~10日	9.0	6.7%	44.6	3.1%	25.7	2.9%	80.3	4.5%	109.7	8.6%
	11~15日	2.9	2.1%	9.2	0.6%	4.5	0.5%	26.1	1.5%	38.4	3.0%
	16~20日	1.0	0.8%	2.3	0.2%	1.1	0.1%	7.5	0.4%	11.8	0.9%
	21~25日	0.5	0.4%	1.0	0.1%	0.4	0.0%	3.8	0.2%	6.4	0.5%
	26日~	0.2	0.1%	0.2	0.0%	0.1	0.0%	1.1	0.1%	2.6	0.2%
	総計(b)	134.0	100%	1,459.7	100%	890.9	100%	1,782.4	100%	1,280.4	100%
患者割合(b/a)		62.3%		40.1%		39.5%		49.6%		81.2%	
患者1人当たり受診日数		2.7日		2.0日		1.9日		2.3日		3.2日	

注1: 同一制度内の同一の者に係るレセプトを合計し、個人単位のデータにして集計したものである(「名寄せ」という。)

注2: 医療扶助における加入者数は平成27年5月時点の被保護者数(概数・停止中の者を除く)である。

資料: 第63回医療扶助実態調査(平成27年6月審査分)特別集計、平成27年度被保護者調査(月次調査)、平成26年度医療給付実態調査

制度別 受診医療機関数別患者割合（入院外）

- 外来で医療機関に受診した者の割合をみると、医療扶助は約6割となっており、国民健康保険よりは高く、後期高齢者医療よりは低くなっている。
- また、受診医療機関数別患者割合をみると、医療扶助は医療保険に比べ、受診医療機関が1件である者の割合が高くなっている。

受診した医療機関数別患者割合（入院外・平成27年6月審査分）

（単位：%）

	受診した医療機関数別受診者						受診 しなかった者
	総計	1件	2件	3件	4件	5件以上	
医療扶助	62.3 (100.0)	46.6 (74.8)	11.9 (19.0)	3.0 (4.8)	0.7 (1.1)	0.0 (0.3)	37.7
協会(一般) (平成27年3月)	46.9 (100.0)	31.9 (68.0)	11.2 (23.8)	3.0 (6.3)	0.7 (1.5)	0.2 (0.4)	53.1
組合健保 (平成27年3月)	46.3 (100.0)	31.3 (67.6)	11.1 (24.0)	3.0 (6.5)	0.7 (1.5)	0.2 (0.4)	53.7
国民健康保険 (平成27年3月)	56.6 (100.0)	34.7 (61.3)	15.1 (26.7)	5.0 (8.8)	1.4 (2.4)	0.5 (0.8)	43.4
後期高齢者医療 (平成27年3月)	86.8 (100.0)	41.4 (47.7)	27.5 (31.7)	12.1 (13.9)	4.2 (4.8)	1.7 (1.9)	13.2

注1：同一制度内の同一の者に係るレセプトを合計し、個人単位のデータにして集計したものである（「名寄せ」という。）。

注2：（ ）内の数値は、受診した者について受診した医療機関数の総計を100とした割合である。

注3：医療扶助における加入者数は平成27年5月時点の被保護者数（概数・停止中の者を除く）である。

資料：第63回医療扶助実態調査（平成27年6月審査分）特別集計、平成27年度被保護者調査（月次調査）、平成26年度医療給付実態調査

後発医薬品の使用状況

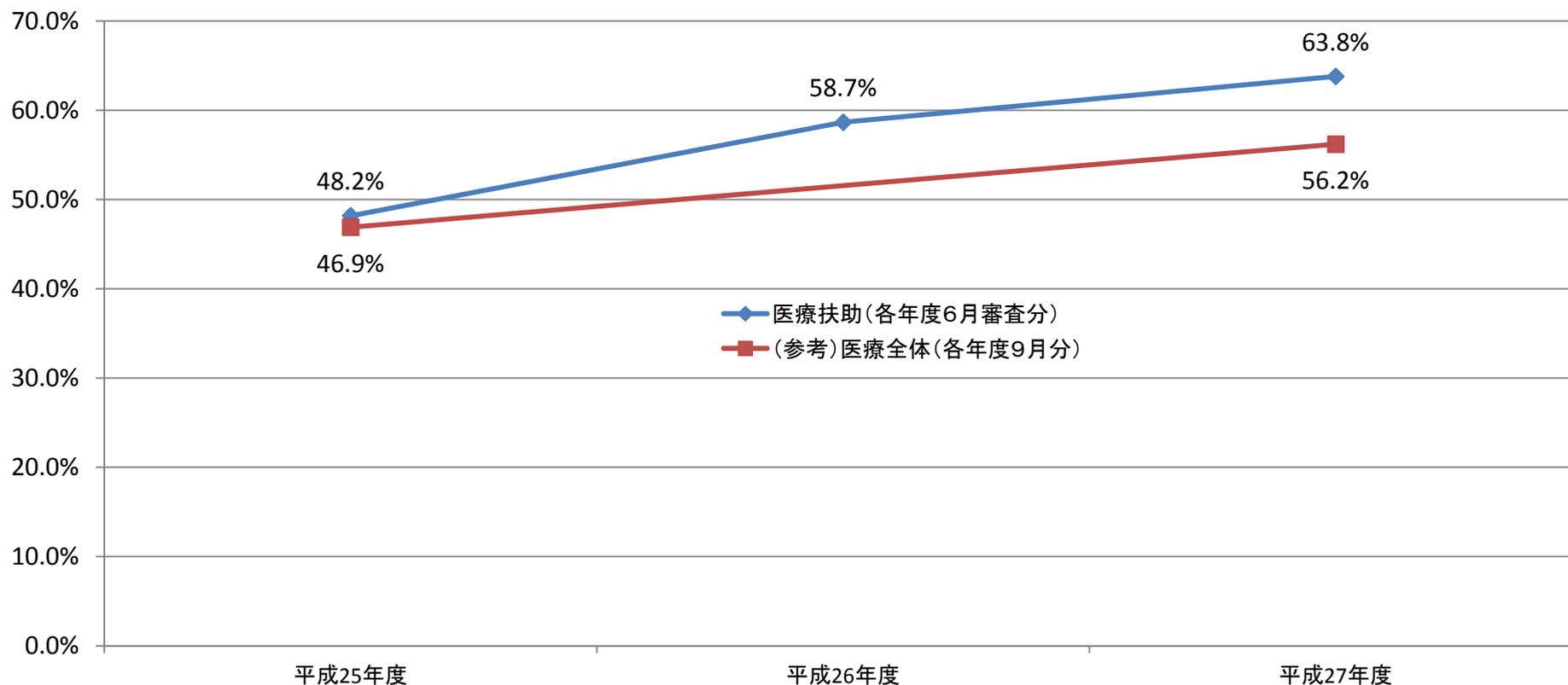
後発医薬品使用状況の年次推移

- 現在の指標となった平成25年度以降の後発医薬品の使用割合(数量ベース)をみると、平成27年6月審査分の医療扶助については63.8%となっている。

「経済・財政再生計画 改革行程表」(平成27年12月経済財政諮問会議決定)における生活保護受給者の後発医薬品の使用割合のKPIは、2017年央までに75%となっている。

- また、ベースが異なる(注1参照)ため、単純には比較できないものの、医療扶助の後発医薬品の使用割合は、医療全体よりも高くなっている。

後発医薬品使用割合(数量ベース)の年次推移



注1:後発医薬品使用割合については、医療扶助はレセプト上の請求内容に基づく使用割合である一方、医療全体については医薬品取引数量ベースの使用割合であることから、単純には比較できないことに注意を要する。

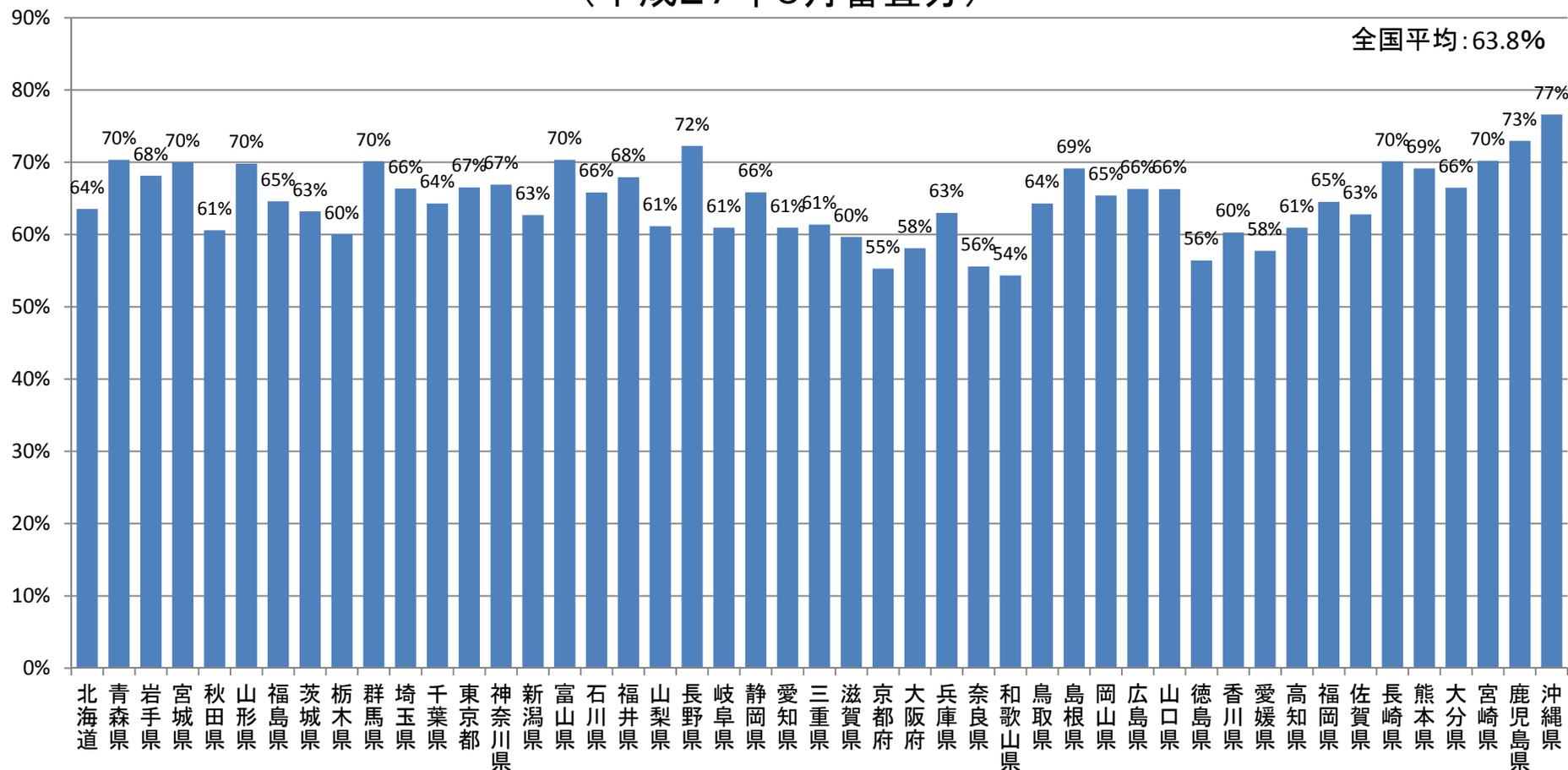
注2:後発医薬品使用割合は[後発医薬品の数量]÷([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])で算出している。

資料:医療扶助実態調査(各年6月審査分)、医薬品価格調査

医療扶助における後発医薬品使用状況の地域差

○ 医療扶助における後発医薬品使用割合(数量ベース)を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には、約22%ポイントの差がある。

医療扶助における後発医薬品使用割合(数量ベース)の地域差 (平成27年6月審査分)

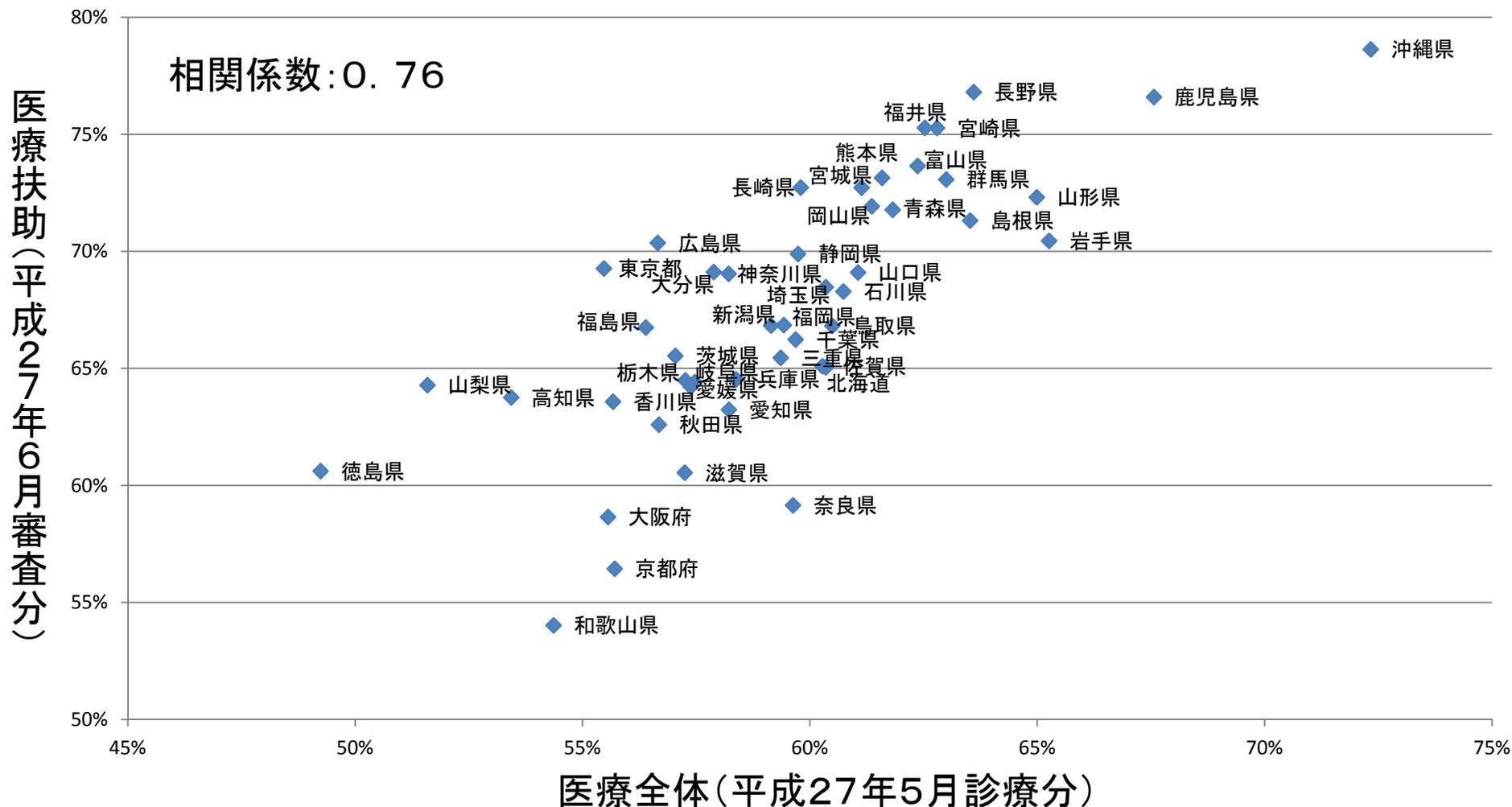


注: 後発医薬品使用割合は[後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出している。

資料: 医療扶助実態調査(平成27年6月審査分)

後発医薬品使用状況における医療扶助と医療保険との相関

○ 医療扶助と医療全体の後発医薬品の使用割合（調剤のみ・数量ベース）について、都道府県別の相関係数をみると、0.76となっている。



注：後発医薬品使用割合は[後発医薬品の数量]／([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])で算出している。

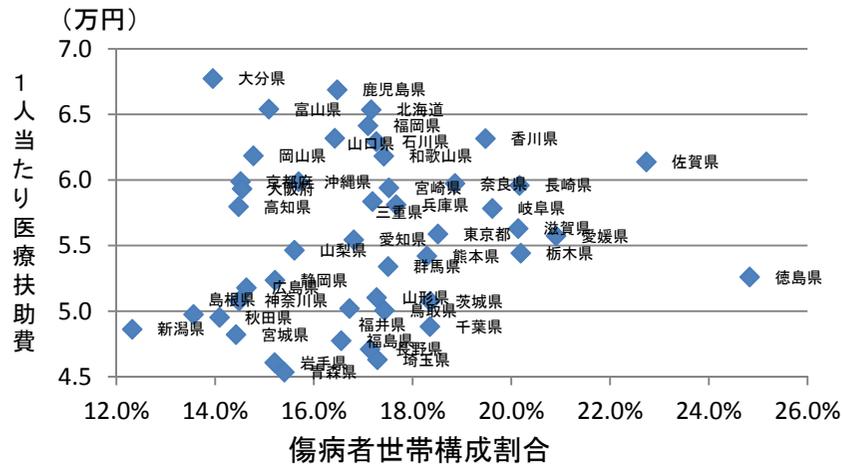
資料：医療扶助実態調査（平成27年6月審査分）、調剤医療費（電算処理分）の動向

第10回社会保障ワーキング・グループ(平成28年4月8日)
における委員ご依頼資料

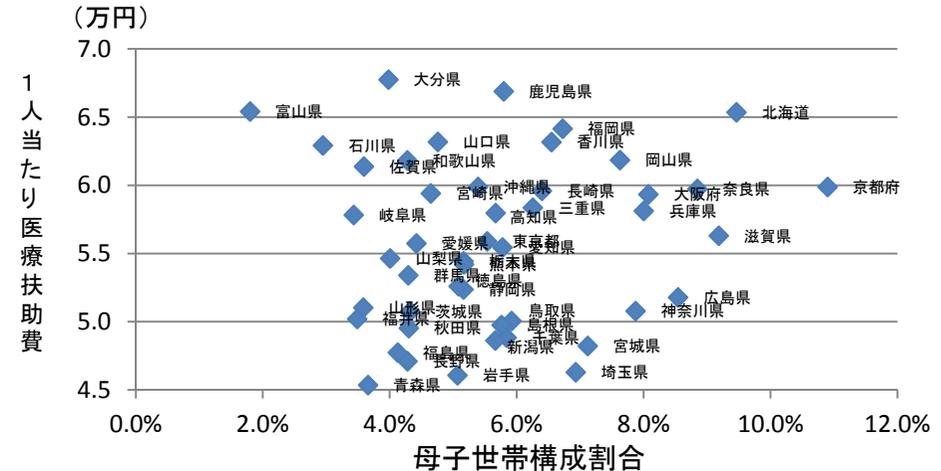
年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と世帯類型別(高齢者世帯を除く)構成割合との相関

○ レセプトには当該被保険者が属する世帯類型について把握可能なデータが存在しないことから、その代替として、都道府県別年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と都道府県別の世帯類型の構成割合との相関係数をみると、高齢者世帯以外の世帯についてはその絶対値は最大でも0.35となっている。

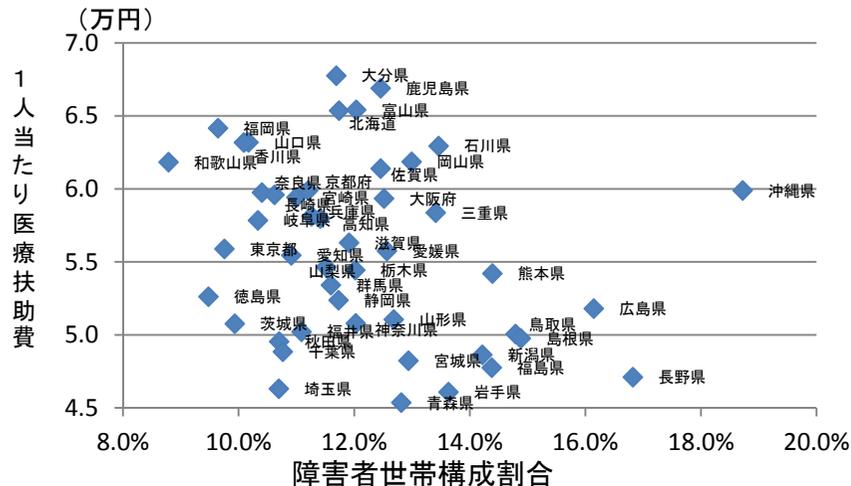
○ 傷病者世帯(相関係数:0.12)



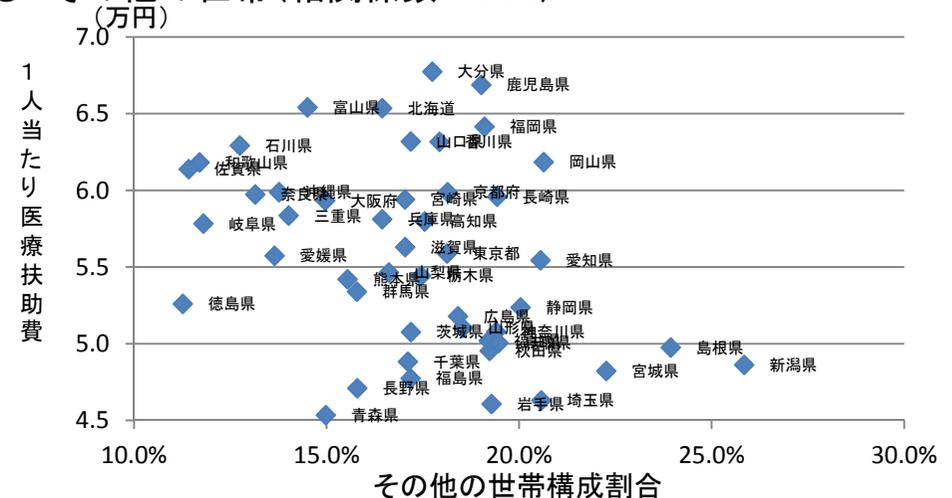
○ 母子世帯(相関係数:0.10)



○ 障害者世帯(相関係数:-0.27)



○ その他の世帯(相関係数:-0.35)

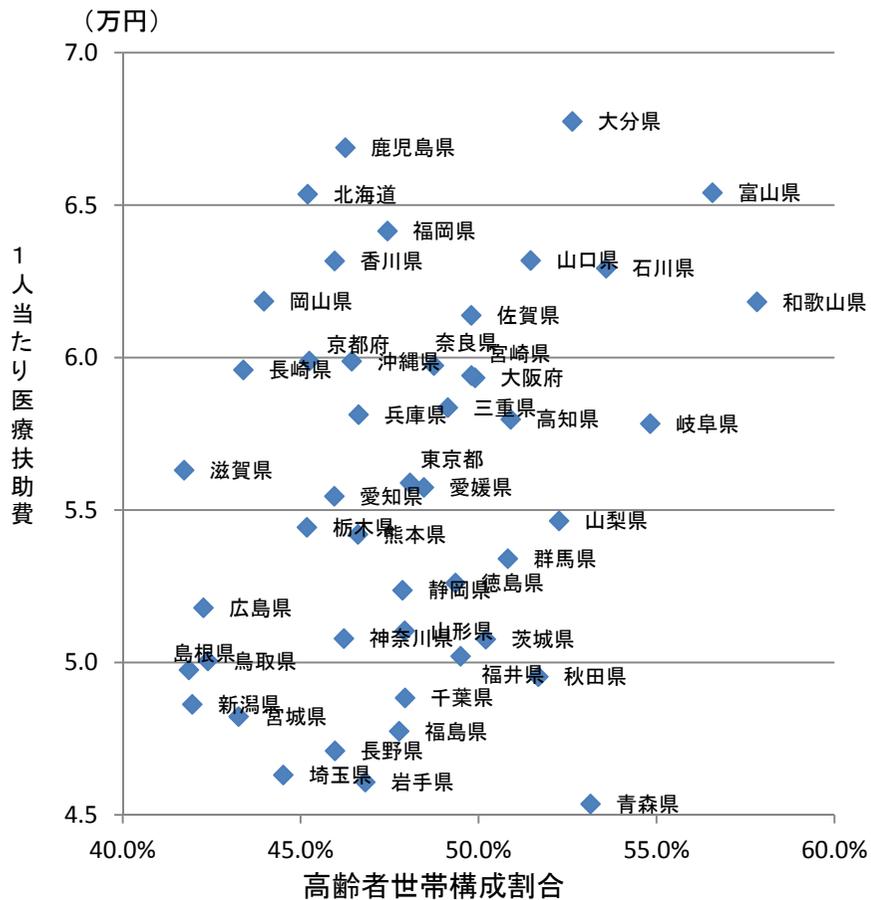


資料：第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)

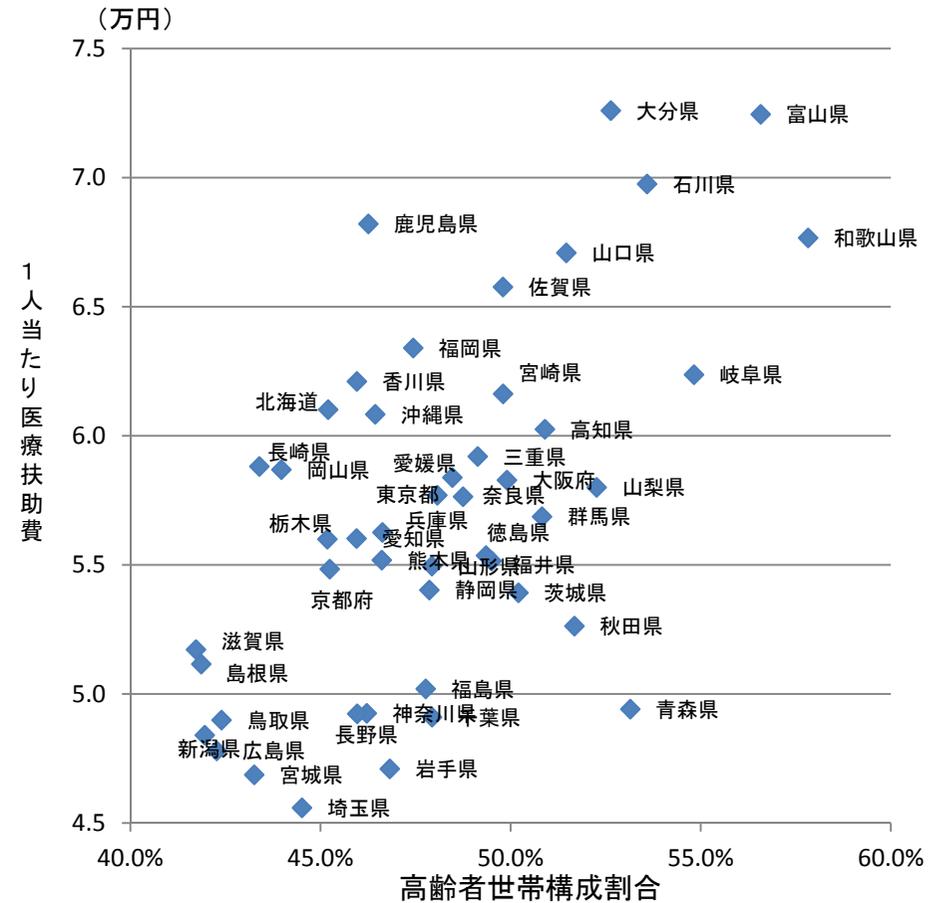
被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と 高齢者世帯構成割合との相関

○ 都道府県別被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と都道府県別高齢者世帯の構成割合との相関係数を被保護者1人当たり医療扶助費における年齢調整の有無別にみると、年齢調整なしの場合、相関係数は0.60となっている。

○ 高齢者世帯【年齢調整あり】(相関係数:0.29)



○ 高齢者世帯【年齢調整なし】(相関係数:0.60)



資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）

(参考)世帯類型の分類方法について

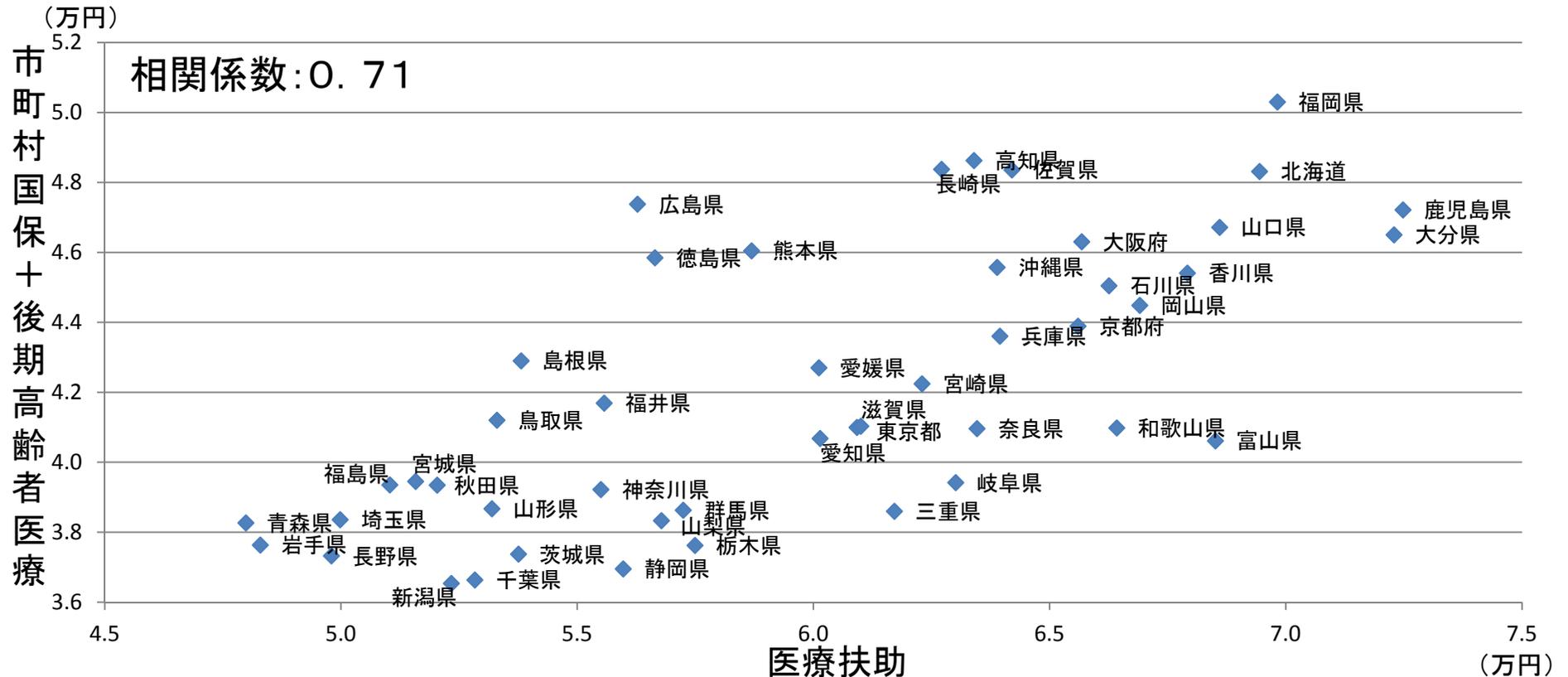
【世帯類型の定義】

世帯類型	定義	分類の順序
高齢者世帯	65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。	先
母子世帯	死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯。	
障害者世帯	世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯。ただし、精神病等の精神障害による場合については、障害者加算を受けている者のみとする。	
傷病者世帯	世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯、又は世帯主が傷病のため働けない者である世帯。	
その他の世帯	上記のいずれにも該当しない世帯をいう。	後

(参考) 都道府県別 年齢調整後^(注1) 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)
～市町村国保+後期高齢者医療との比較～

○ 都道府県別の年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と市町村国保+後期高齢者医療の加入者1人当たり医療費との相関をみると、診療費(医科及び歯科)+調剤については、相関係数が0.71となっている。

○ 診療費(医科及び歯科)+調剤



注1：年齢調整は、市町村国保+後期高齢者医療、医療扶助ともに市町村国保+後期の年齢構成を用いて行っている。

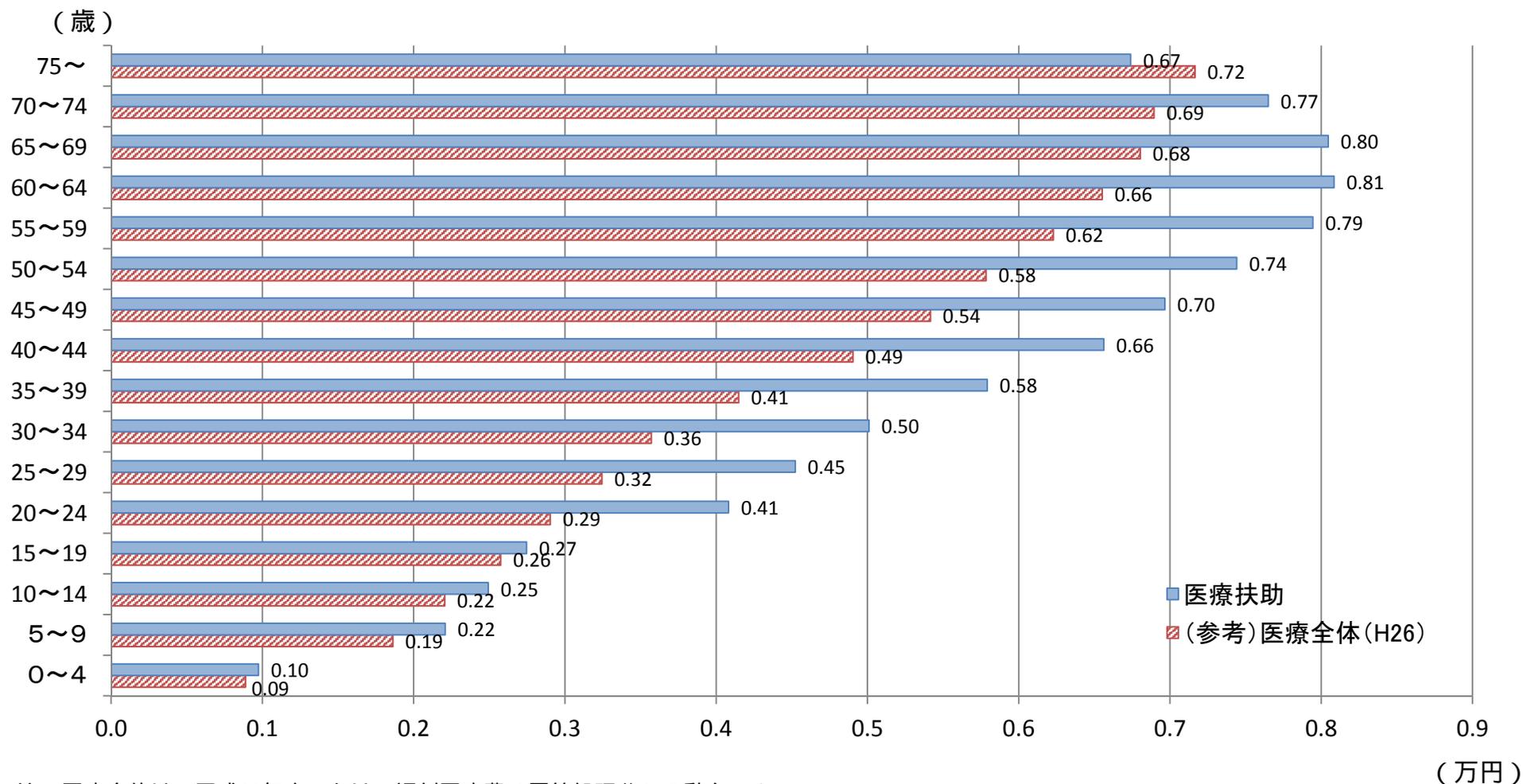
注2：市町村国保+後期高齢者医療の値は年額を12で割ったものとしている。

注3：市町村国保+後期高齢者医療の医療費には入院時食事・生活療養が含まれているが、医療扶助費には含まれていない。

資料：第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)、第8回社会保障WG資料(平成28年3月23日)

年齢階級別 処方箋1枚当たり内服薬薬剤料 (平成26年6月審査分)

○ 医療扶助において薬剤料の80%以上を占める内服薬について、処方箋1枚当たりの薬剤料を年齢階級別にみると、医療全体に比べ、医療扶助の方がほぼすべての年齢階級で高くなっている。



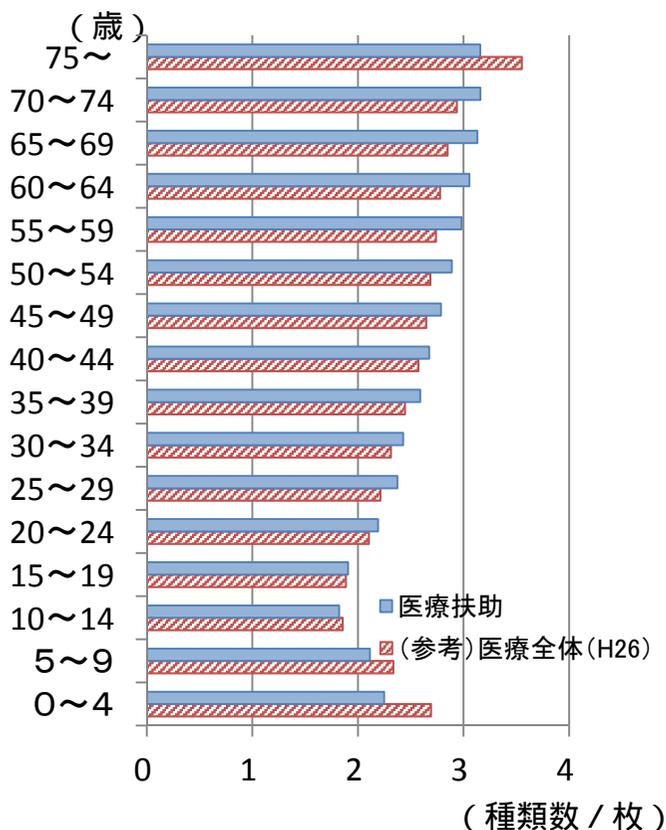
注：医療全体は、平成26年度における調剤医療費（電算処理分）の動向による。

資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）、調剤医療費（電算処理分）の動向

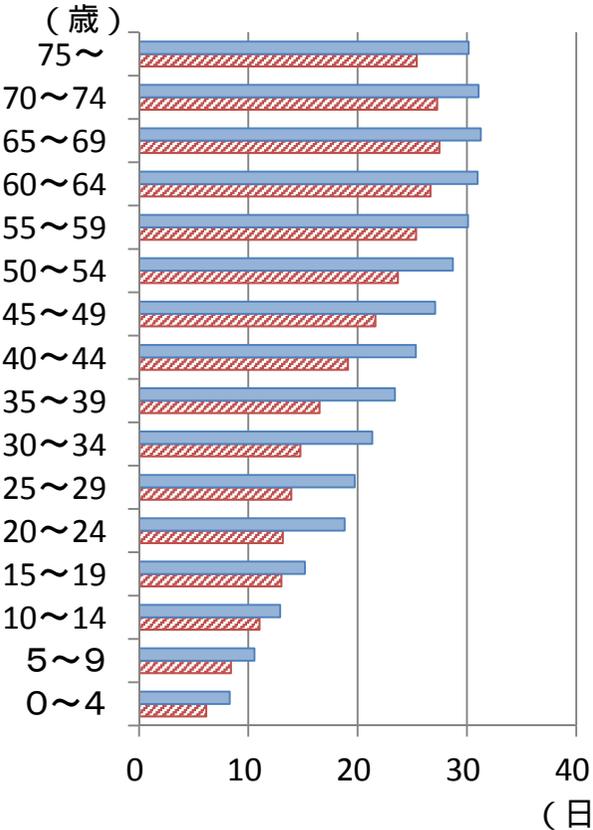
年齢階級別 処方箋1枚当たり内服薬薬剤料 三要素 (平成26年6月審査分)

○ 処方箋1枚当たり内服薬薬剤料を三要素に分解し、医療全体と比較してみると、1種類当たり投薬日数の差が最も大きくなっている。

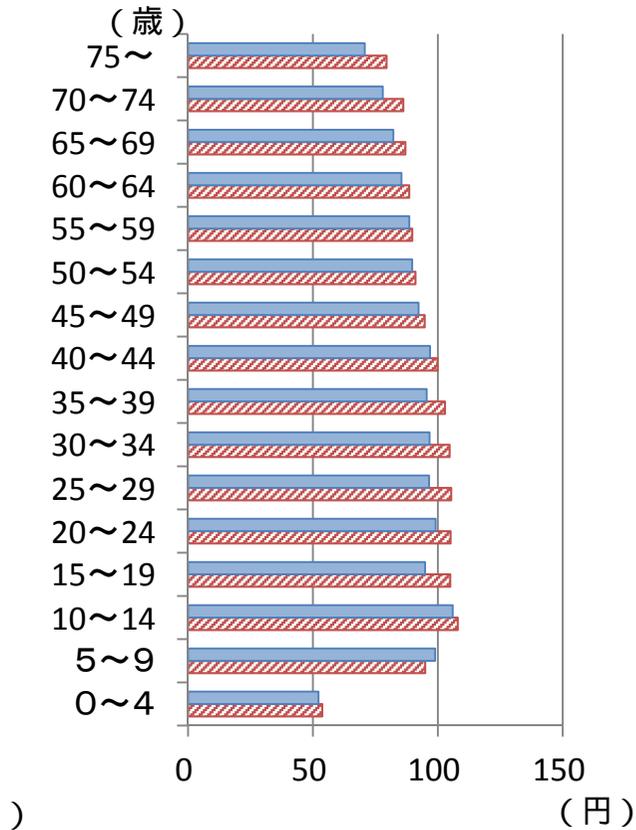
処方箋1枚当たり内服薬薬剤種類数



1種類当たり投薬日数



1種類1日当たり内服薬薬剤料



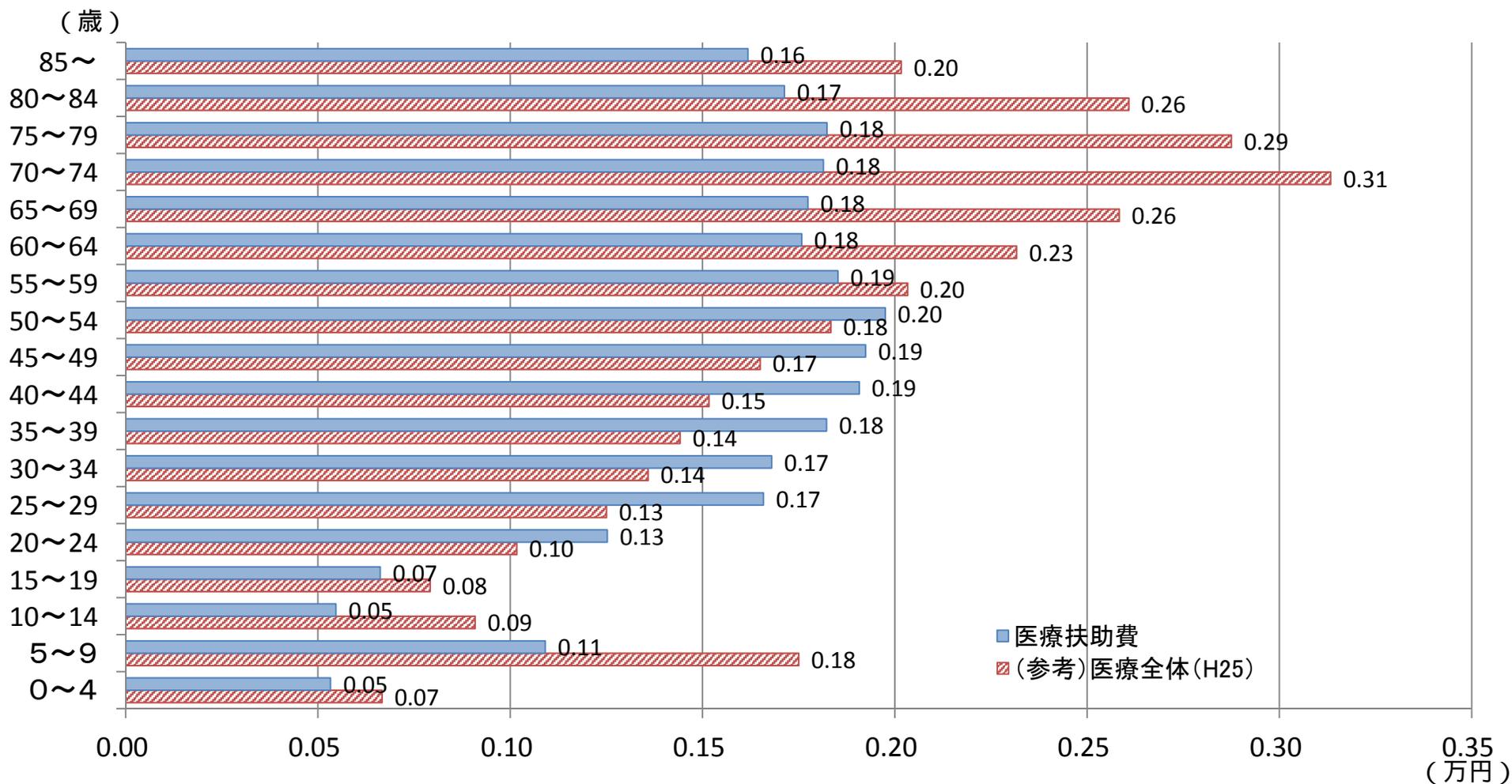
注1: 「処方箋1枚当たり内服薬薬剤種類数」については、診療報酬明細書の「処方」欄の所定単位ごと、調剤月日ごとに、剤形・薬効分類・一般名の一致する薬剤を同一種類として数えた延種類数(薬剤延種類数)の合計値(内服薬のみ)を、処方箋受付回数(内服薬が含まれない処方箋受付回数も含む)で除して算出している。

注2: 「1種類1日当たり内服薬薬剤料」については、診療報酬明細書の「処方」欄に記載された用量、「調剤数量」欄に記載された調剤数量及び薬価から、個別の薬剤ごとに算出した薬剤料の合計値(内服薬のみ)を、「処方」欄の所定単位ごと、調剤月日ごと、剤形・薬効分類・一般名の一致する薬剤ごとの調剤数量の合計値(内服薬のみ)で除して算出している。

資料: 第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)、調剤医療費(電算処理分)の動向

年齢階級別 被保護者1人当たり医療扶助費(歯科・月額) (平成26年6月審査分)

○ 年齢階級別に歯科に係る1人当たり医療扶助費(月額)をみると、20歳未満及び55歳以上については、医療全体よりも低い水準となっている。



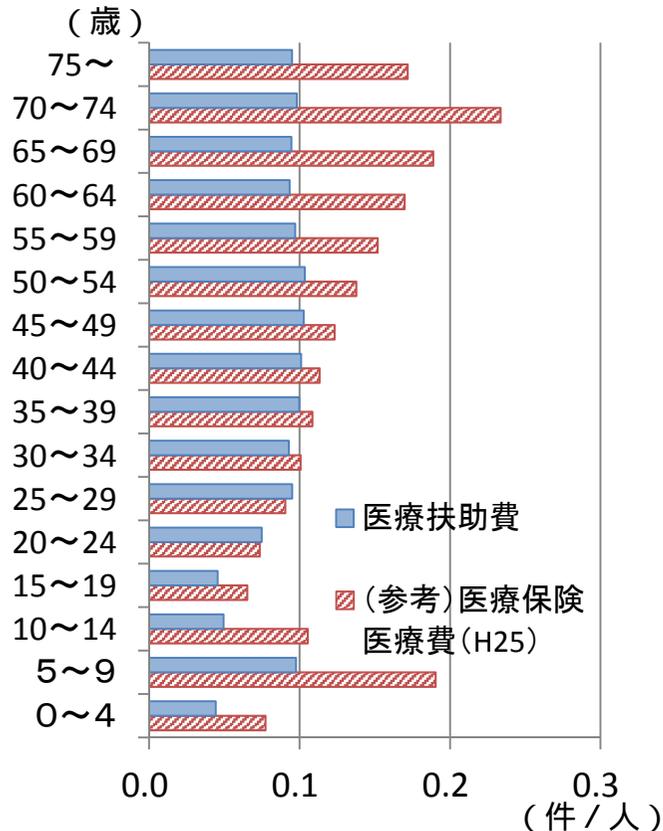
注：医療全体は、1人当たり国民医療費(年額)を12で割ったものとしている。

資料：第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)、平成25年度国民医療費

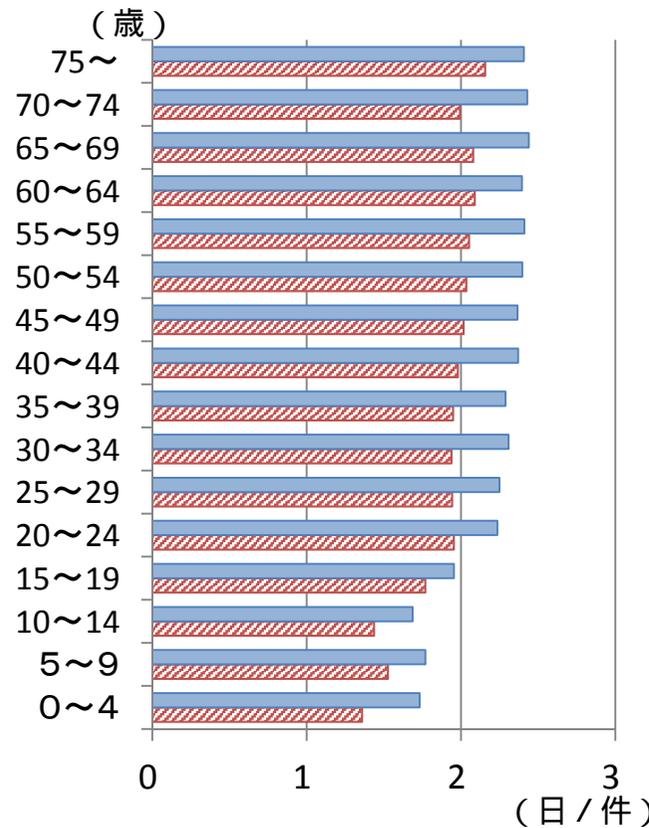
年齢階級別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額) 三要素(歯科) (平成26年6月審査分)

○ 歯科に係る1人当たり医療扶助費(月額)を要素別に分解し、医療保険と比較すると、受診率の差が最も大きくなっている。一方、1件当たり日数及び1日当たり医療(扶助)費はいずれの年齢階級も医療扶助の方が高くなっている。

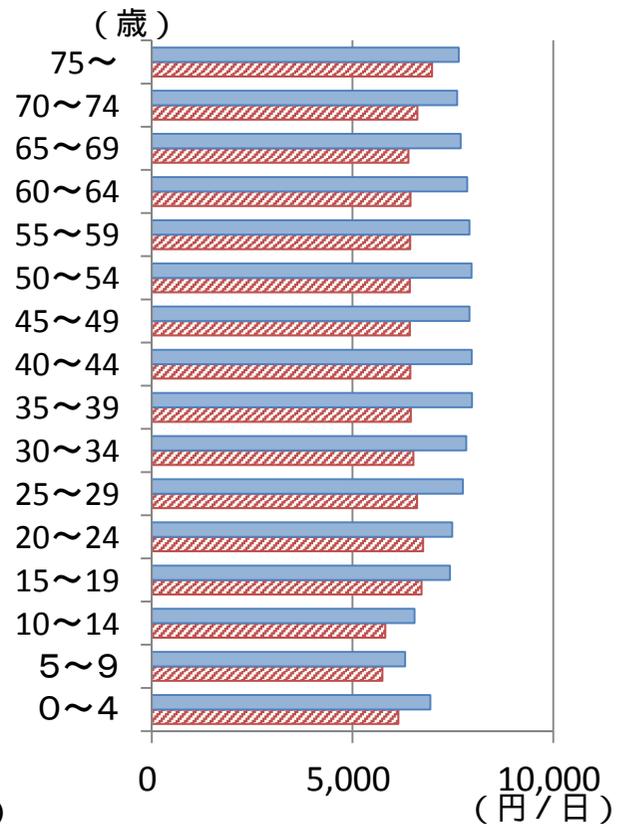
受診率



1件当たり日数



1日当たり医療(扶助)費



注1: 「受診率」とは、1ヶ月間における被保護者1人当たりのレセプト枚数(患者が利用した医療機関数の延べ数)を指す。なお、医療保険医療費の受診率は比較のため、年度ベースのものを12で割ったものとしている。

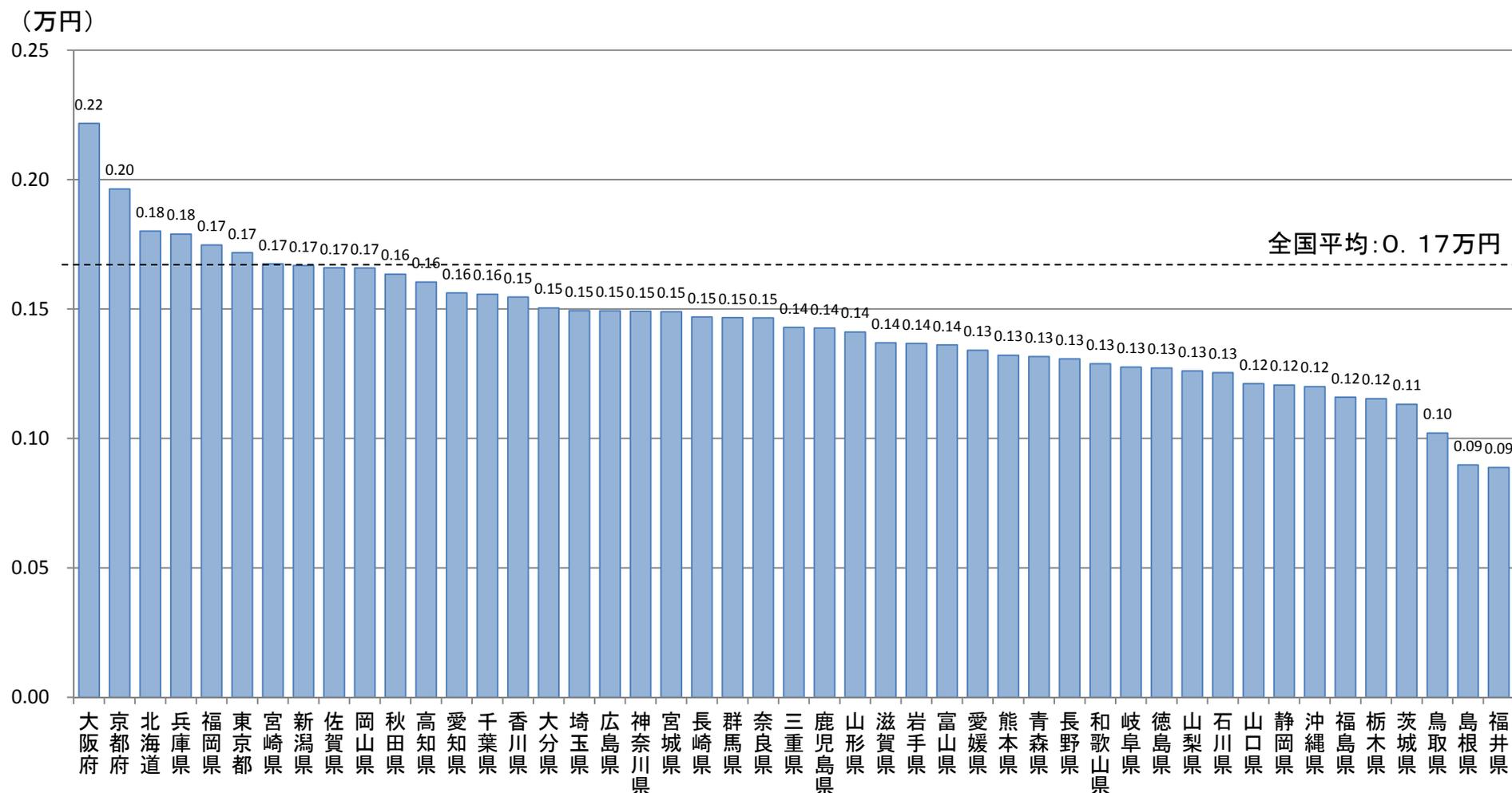
注2: 「1件当たり日数」とは、レセプト1枚当たりの医療機関を利用した日数を指す。

資料: 第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)、平成25年度医療保険に関する基礎資料

都道府県別 年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(歯科・月額) (平成26年6月審査分)

○ 都道府県別の歯科にかかる被保護者1人当たり医療扶助費(月額)を性・年齢構成の違いを除いた形()で比較すると、最も高い県と低い県で約0.13万円の差がある。

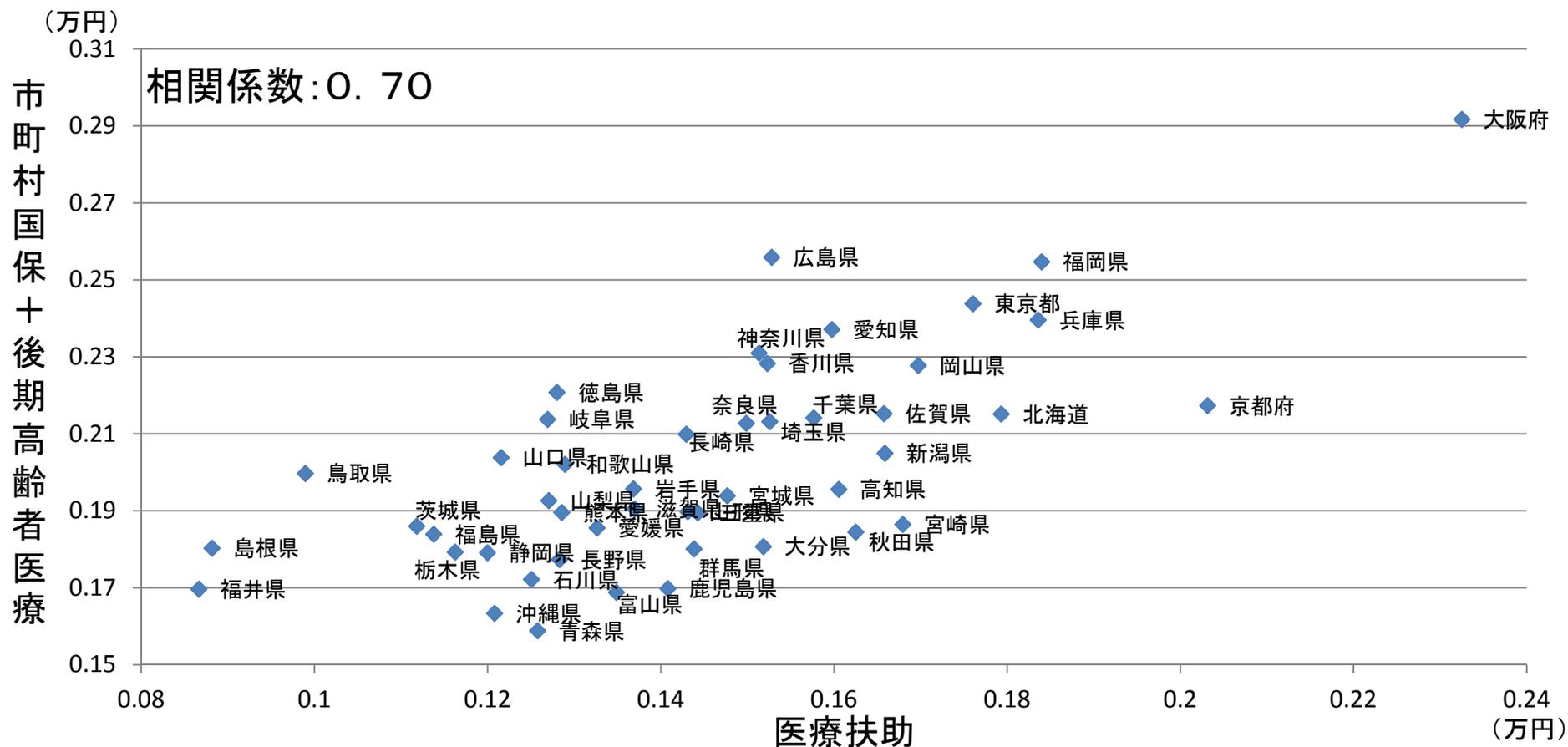
各都道府県の性・年齢階級別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と、全国の被保護者の性・年齢構成とで算出した仮想的な被保護者1人当たり医療扶助費(月額)。



資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）

(参考)都道府県別 年齢調整後^(注1) 被保護者1人当たり医療扶助費(歯科・月額) ～市町村国保+後期高齢者医療との比較～

○ 歯科に係る都道府県別の年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と市町村国保+後期高齢者医療の加入者1人当たり医療費との相関係数をみると、0.70となっている。



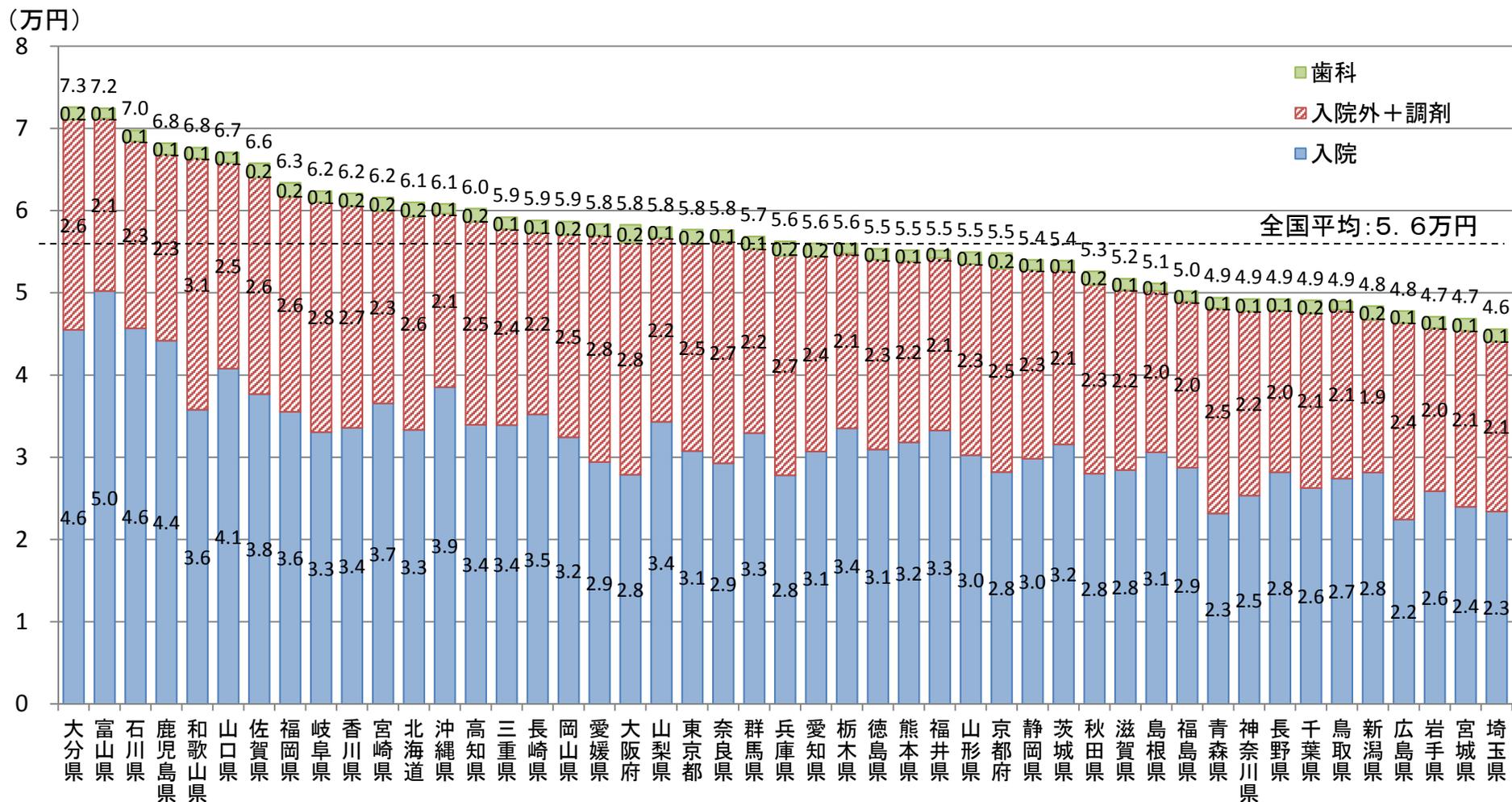
注1：年齢調整は、市町村国保+後期高齢者医療、医療扶助ともに市町村国保+後期の年齢構成を用いて行っている。

注2：市町村国保+後期高齢者医療の値は年額を12で割ったものとしている。

資料：第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)、第8回社会保障WG資料(平成28年3月23日)

都道府県別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)【年齢調整無し】 (平成26年6月審査分)

○ 都道府県別に被保護者1人当たり医療扶助費(月額)を年齢調整を行わずに比較すると、最も高い県と低い県で約2.7万円の差がある。

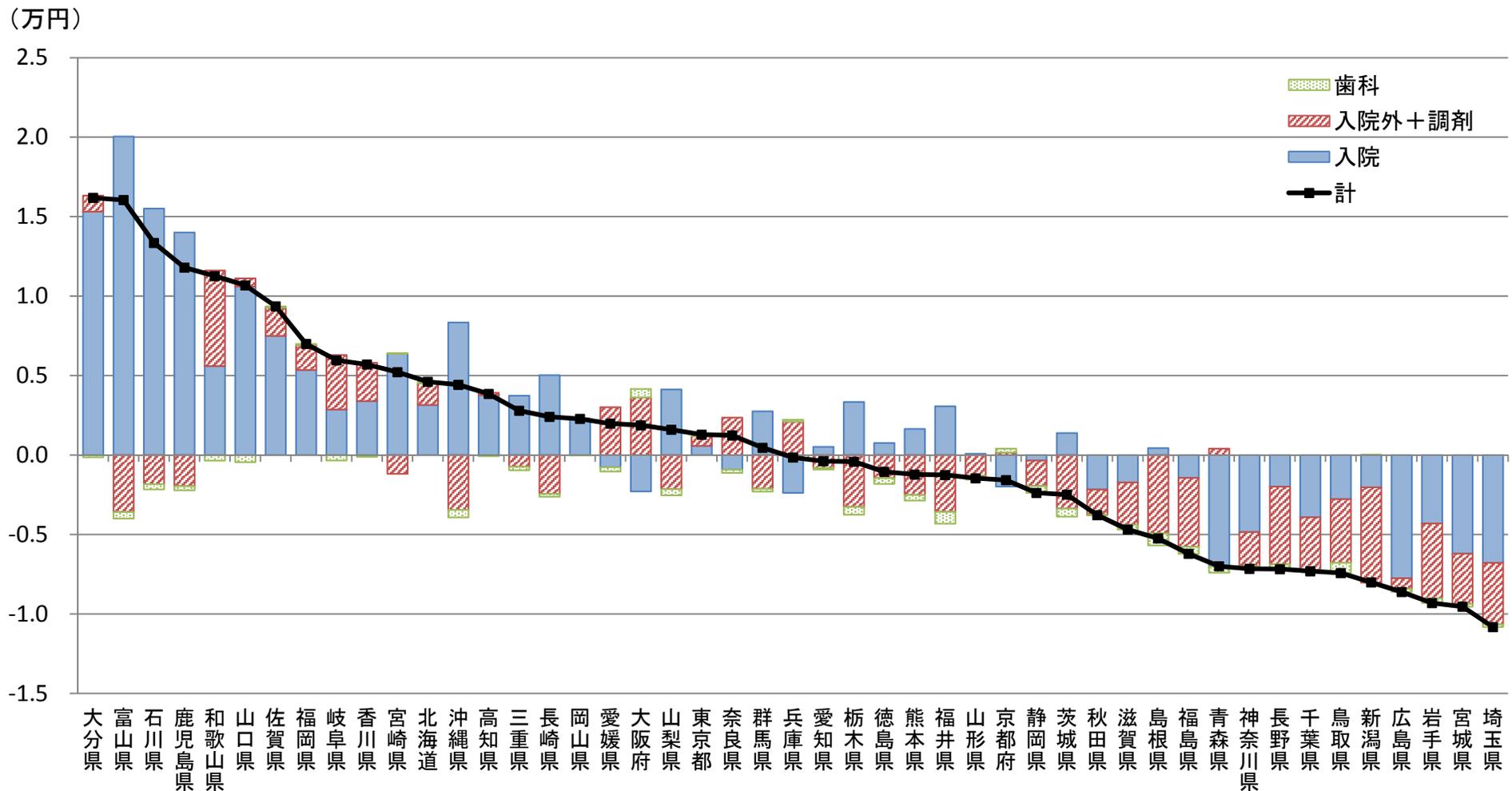


資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）

注：年齢調整を行っていない。

都道府県別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差① (平成26年6月審査分)【年齢調整無し】

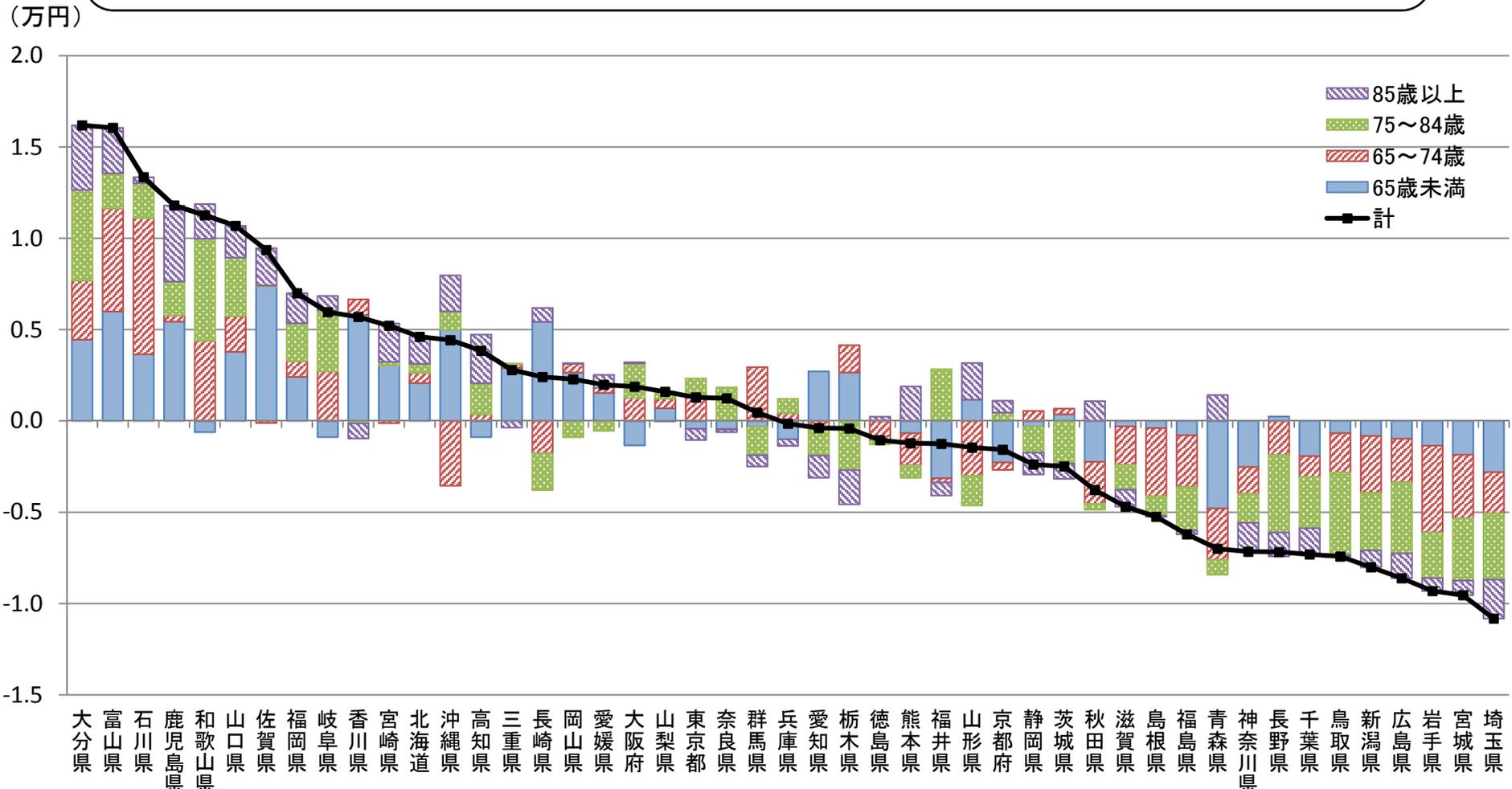
○ 都道府県別に年齢調整を行っていない被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差を診療区分別にみると、全国平均よりも低い都道府県については、入院、入院外ともに平均を下回る傾向にあるが、全国平均よりも高い都道府県については、入院による影響が大きい。



資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）
注：年齢調整を行っていない。

都道府県別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差② (平成26年6月審査分)【年齢調整無し】

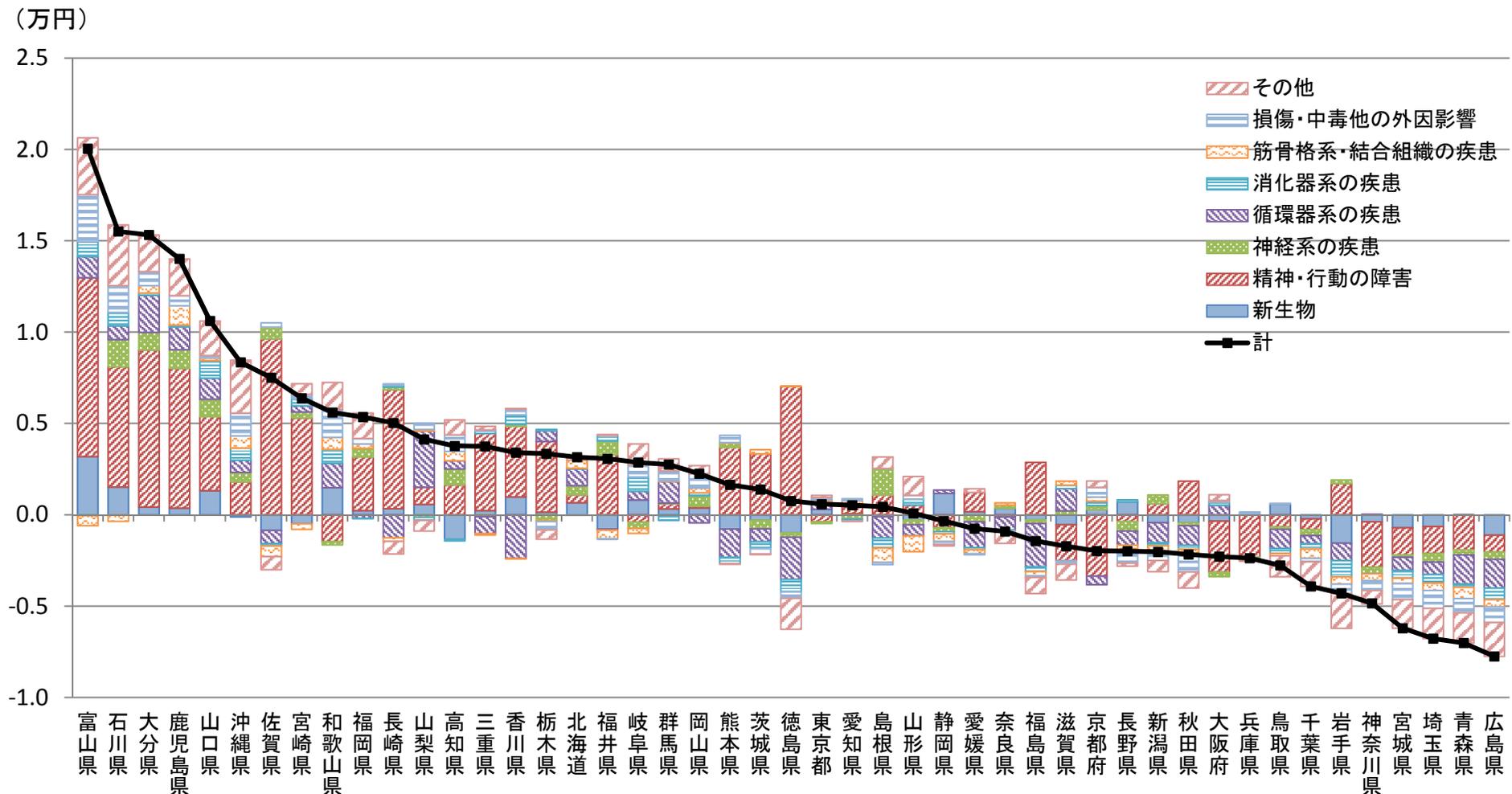
○ 都道府県別に年齢調整を行っていない被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差を年齢別にみると、65～84歳の1人当たり医療扶助費の影響が大きい都道府県が多くを占めている。一方で、1人当たり医療扶助費が全国平均よりも高い都道府県を中心に、65歳未満の1人当たり医療扶助費の影響が大きいところもある。



資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）
注：年齢調整を行っていない。

都道府県別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差(入院) (平成26年6月審査分)【年齢調整無し】

○ 都道府県別に入院に係る年齢調整を行っていない被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差をみると、「精神・行動の障害」の与える影響が大きい。

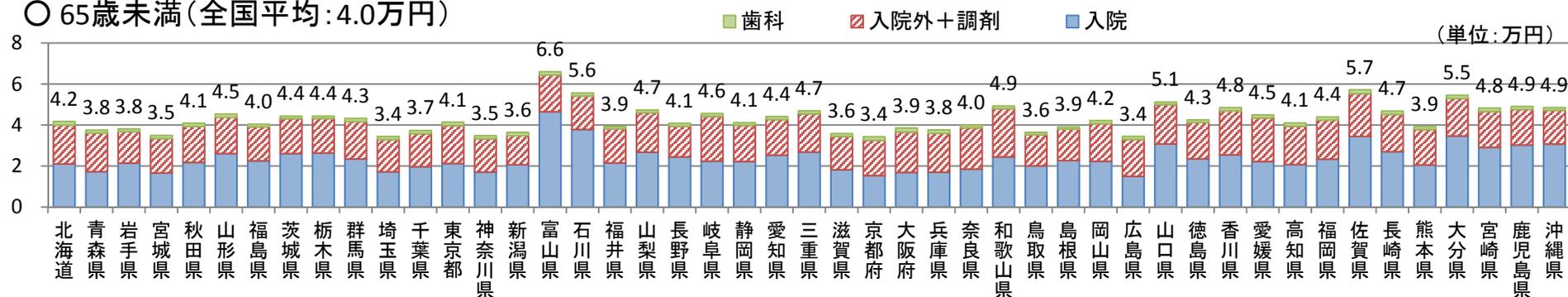


資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）
注：年齢調整を行っていない。

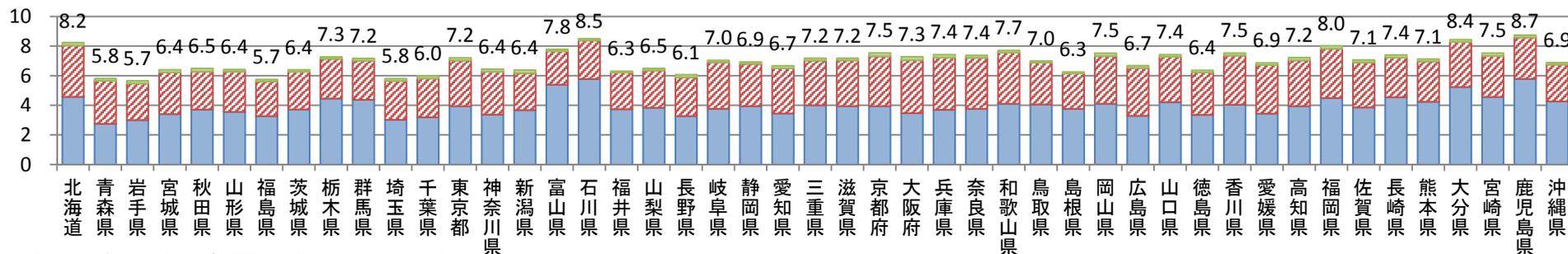
都道府県別 年齢階級別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)【年齢調整無し】 (平成26年6月審査分)

○ 年齢区分別に都道府県別被保護者1人当たり医療扶助費(月額)を年齢調整を行わずに比較すると、いずれの年齢区分においても入院による差が最も大きくなっている。

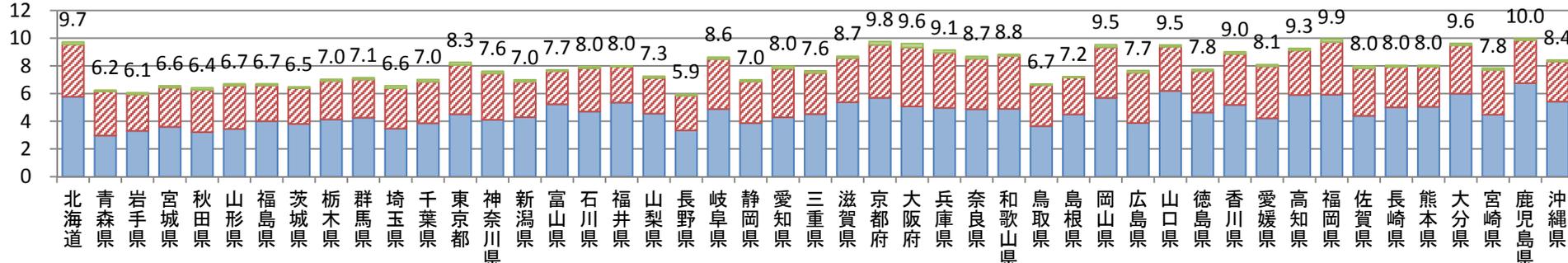
○ 65歳未満(全国平均:4.0万円)



○ 65~74歳(全国平均:7.1万円)



○ 75歳以上(全国平均:8.4万円)

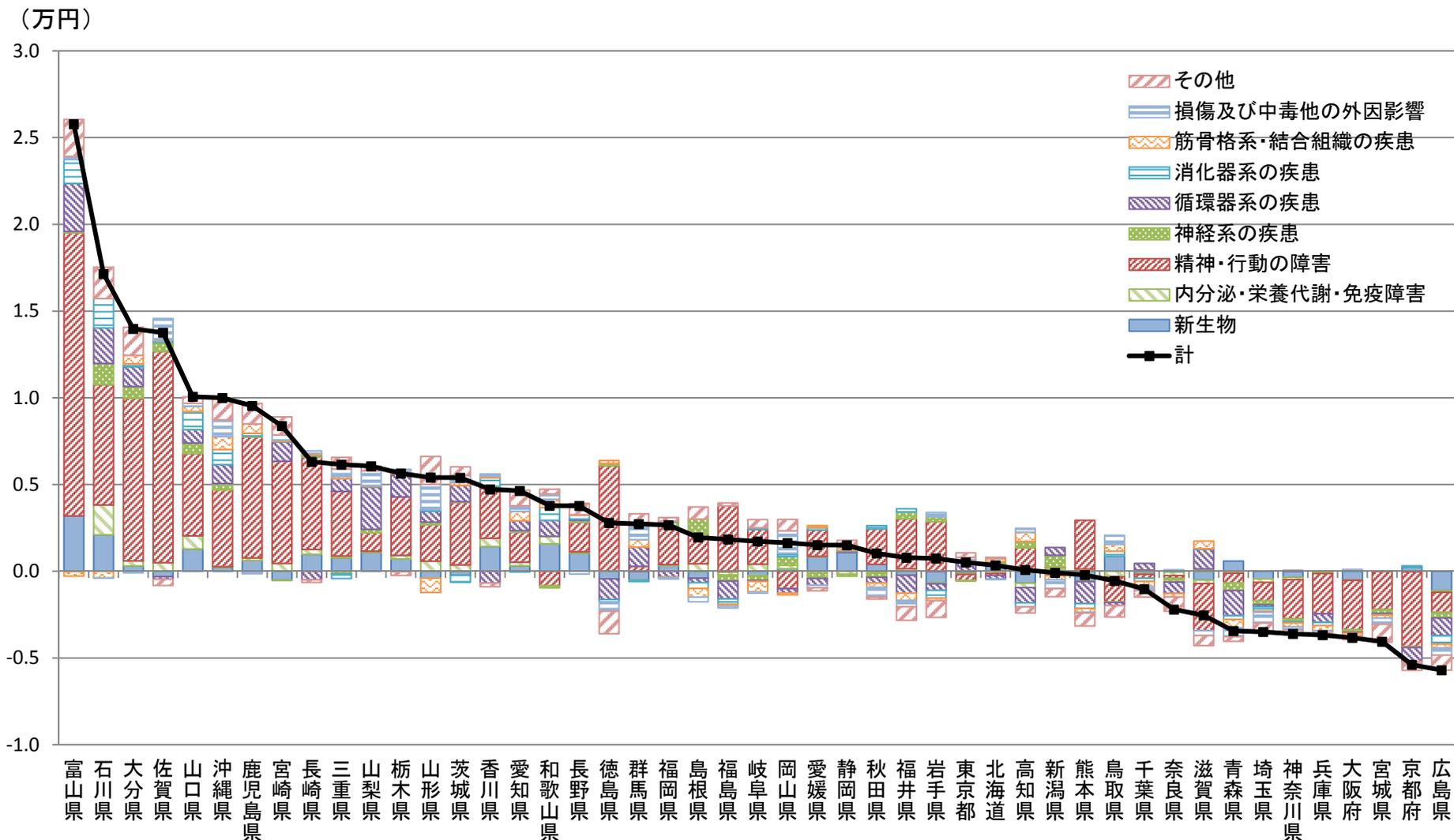


資料：第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)

注：年齢調整を行っていない。

都道府県別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差(入院・65歳未満) (平成26年6月審査分)【年齢調整無し】

○ 都道府県別に年齢調整を行っていない65歳未満被保護者1人当たり医療扶助費(入院・月額)の全国平均との差を主な傷病別にみると、「精神・行動の障害」の与える影響が大きい。

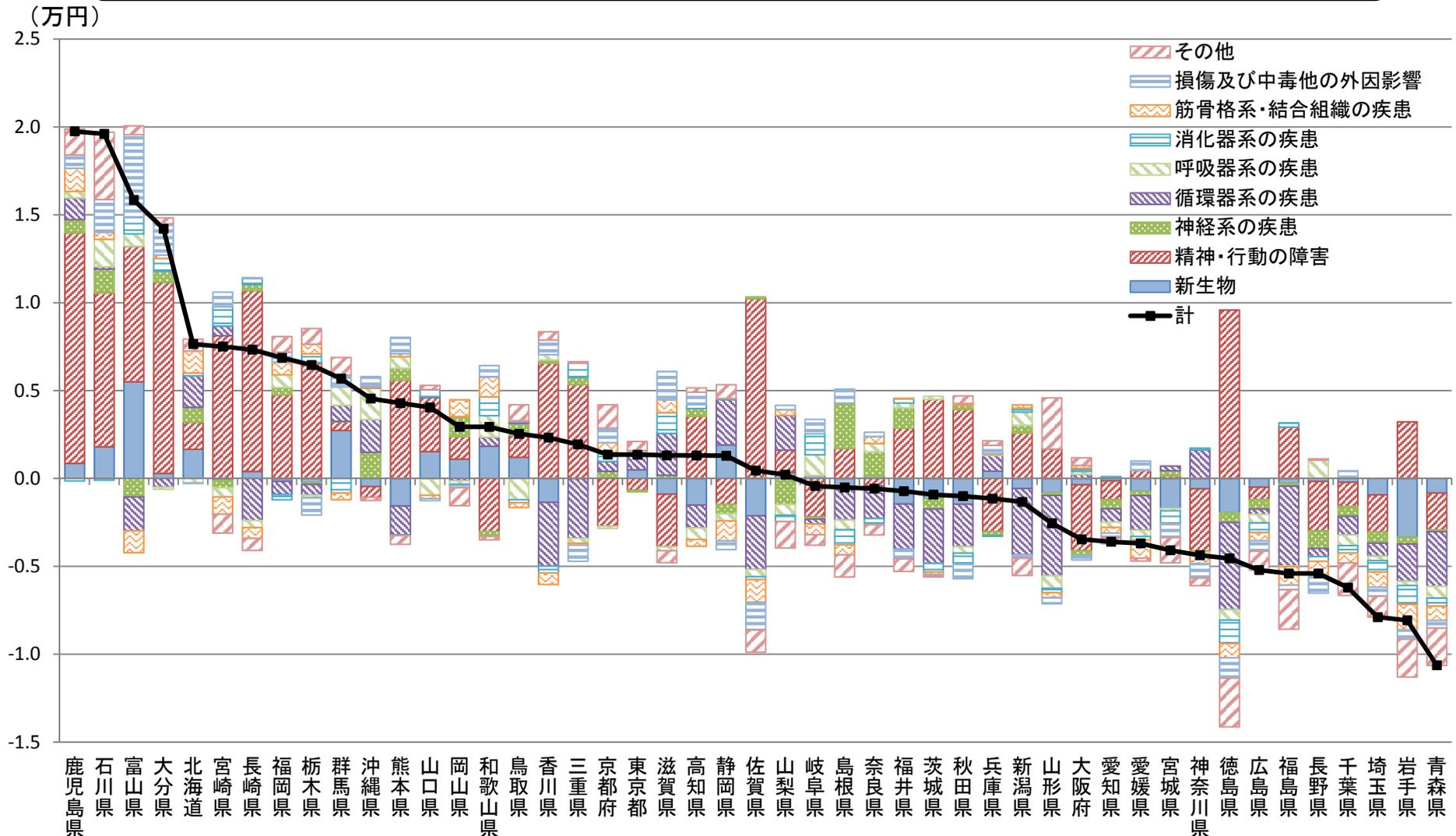


資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）

注：年齢調整を行っていない。

都道府県別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差(入院・65~74歳) (平成26年6月審査分)【年齢調整無し】

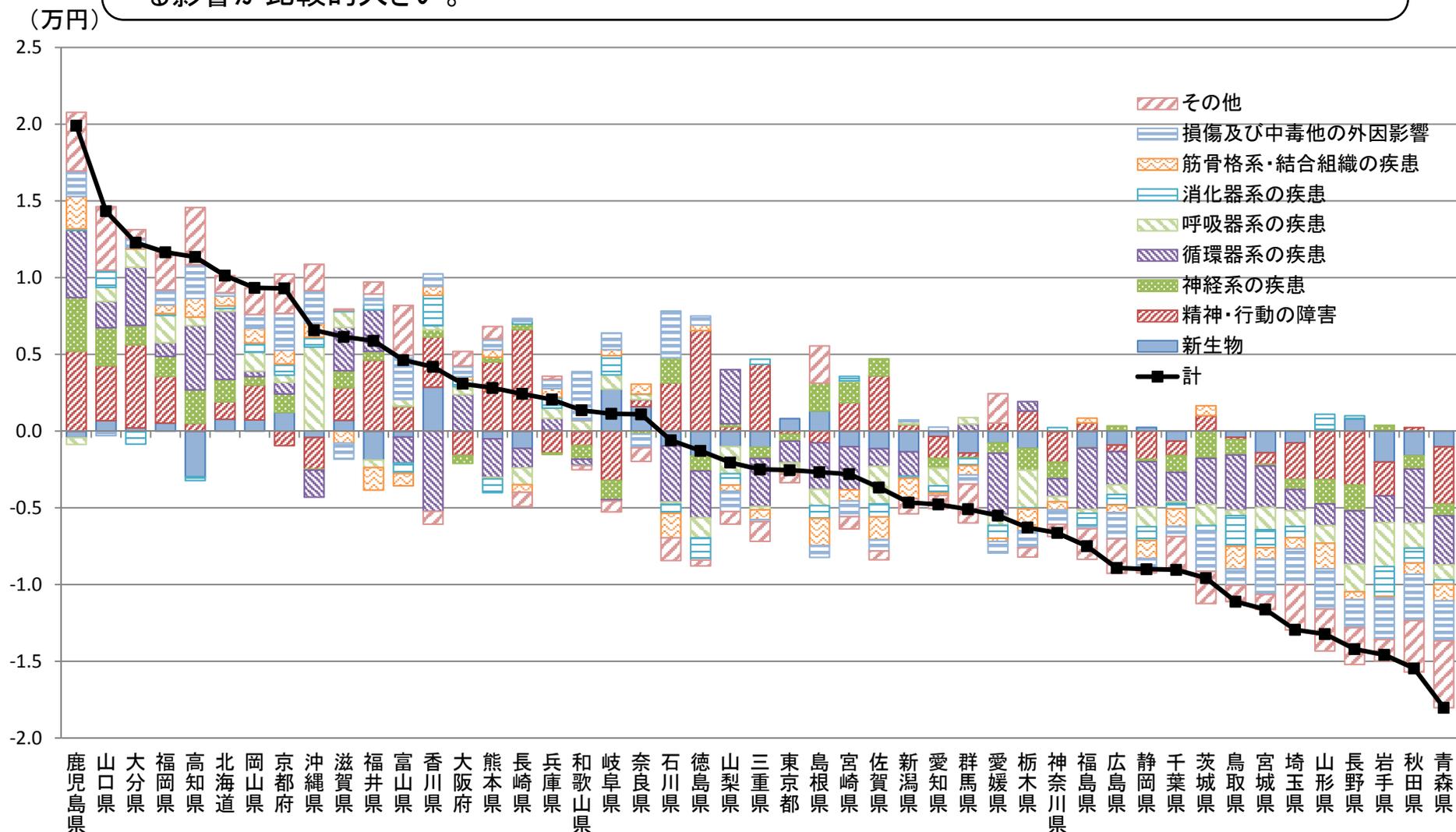
○ 都道府県別に年齢調整を行っていない65~74歳被保護者1人当たり医療扶助費(入院・月額)の全国平均との差を主な傷病別にみると、「精神・行動の障害」の与える影響が大きい。



資料：第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査)
注：年齢調整を行っていない。

都道府県別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差(入院・75歳以上) (平成26年6月審査分)【年齢調整無し】

○ 都道府県別に年齢調整を行っていない75歳以上被保護者1人当たり医療扶助費(入院・月額)の全国平均との差を主な傷病別にみると、「精神・行動の障害」、「循環器系の疾患」の与える影響が比較的大きい。



資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）

注：年齢調整を行っていない。

都道府県別、指定都市・中核市別
年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費

都道府県別、指定都市・中核市別 年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費

	計				(参考) 保護率
	入院	入院外 +調剤	歯科	保護率	
	円	円	円	円	%
全国計	56,406	30,190	24,566	1,650	1.70
北海道	65,363	36,621	26,941	1,801	3.15
青森県	45,360	21,368	22,676	1,316	2.27
岩手県	46,081	25,370	19,344	1,367	1.10
宮城県	48,226	24,826	21,909	1,490	1.19
秋田県	49,537	26,525	21,377	1,635	1.46
山形県	51,044	27,826	21,806	1,411	0.65
福島県	47,749	27,279	19,311	1,159	0.87
茨城県	50,768	29,455	20,181	1,132	0.89
栃木県	54,437	32,332	20,951	1,154	1.07
群馬県	53,408	30,557	21,384	1,467	0.74
埼玉県	46,312	23,753	21,066	1,493	1.32
千葉県	48,841	26,095	21,189	1,557	1.30
東京都	55,894	29,601	24,575	1,717	2.21
神奈川県	50,786	26,082	23,213	1,491	1.73
新潟県	48,631	28,119	18,844	1,668	0.90
富山県	65,414	45,054	18,999	1,361	0.33
石川県	62,935	41,243	20,437	1,254	0.65
福井県	50,207	29,841	19,479	888	0.51
山梨県	54,648	32,264	21,123	1,261	0.79
長野県	47,106	26,824	18,975	1,307	0.54
岐阜県	57,839	30,585	25,978	1,275	0.59
静岡県	52,374	28,739	22,429	1,206	0.81
愛知県	55,453	29,885	24,006	1,562	1.07
三重県	58,366	33,419	23,518	1,429	0.96
滋賀県	56,309	31,437	23,503	1,370	0.82
京都府	59,890	31,399	26,527	1,964	2.37
大阪府	59,339	28,494	28,627	2,217	3.40
兵庫県	58,130	29,028	27,312	1,790	1.93
奈良県	59,744	30,792	27,486	1,466	1.49
和歌山県	61,830	32,402	28,140	1,289	1.54
鳥取県	50,056	27,908	21,128	1,021	1.31
島根県	49,760	29,657	19,205	898	0.88
岡山県	61,855	34,525	25,672	1,659	1.36
広島県	51,794	24,766	25,535	1,493	1.69
山口県	63,191	38,112	23,867	1,212	1.18
徳島県	52,610	29,148	22,191	1,272	1.89
香川県	63,174	34,332	27,296	1,546	1.16
愛媛県	55,747	28,041	26,366	1,341	1.59
高知県	57,977	32,192	24,181	1,604	2.82
福岡県	64,157	36,174	26,235	1,747	2.59
佐賀県	61,390	34,878	24,853	1,659	0.95
長崎県	59,598	35,958	22,171	1,469	2.21
熊本県	54,206	31,061	21,824	1,321	1.47
大分県	67,752	42,546	23,701	1,504	1.74
宮崎県	59,417	35,414	22,328	1,674	1.59
鹿児島県	66,889	43,162	22,300	1,426	1.93
沖縄県	59,885	37,827	20,858	1,200	2.44

(再掲) 指定都市	計				(参考) 保護率
	入院	入院外 +調剤	歯科	保護率	
	円	円	円	円	%
札幌市	71,660	41,005	28,497	2,159	3.85
仙台市	47,451	23,447	22,386	1,618	1.65
さいたま市	38,835	16,099	21,079	1,657	1.60
千葉市	38,164	15,552	20,969	1,643	2.03
横浜市	50,702	25,258	23,815	1,629	1.91
川崎市	52,273	27,074	23,690	1,509	2.26
相模原市	47,647	24,123	22,269	1,255	1.91
新潟市	50,847	29,773	19,249	1,825	1.45
静岡市	49,568	24,765	23,728	1,075	1.24
浜松市	46,511	25,364	19,854	1,293	0.94
名古屋市	56,207	29,713	24,828	1,667	2.17
京都市	60,646	31,383	27,141	2,123	3.19
大阪市	59,436	26,953	30,277	2,207	5.57
堺市	66,418	36,347	27,766	2,305	3.11
神戸市	55,586	25,720	27,951	1,914	3.17
岡山市	58,594	29,974	26,952	1,668	1.91
広島市	45,435	18,144	25,703	1,588	2.35
北九州市	70,460	41,899	26,681	1,880	2.49
福岡市	64,243	34,425	27,889	1,929	2.90
熊本市	55,155	30,758	22,933	1,464	2.28

(再掲) 中核市	計				(参考) 保護率
	入院	入院外 +調剤	歯科	保護率	
	円	円	円	円	%
旭川市	55,113	25,224	28,111	1,778	3.86
函館市	59,336	31,484	26,319	1,532	4.71
青森市	49,718	24,032	24,441	1,245	3.02
盛岡市	48,427	25,091	21,597	1,740	1.69
秋田市	52,831	29,395	21,378	2,058	1.68
郡山市	44,189	25,916	17,525	748	0.95
いわき市	60,870	38,018	21,571	1,281	1.28
宇都宮市	53,553	31,102	21,299	1,151	1.67
前橋市	51,341	27,182	22,919	1,240	1.11
高崎市	51,332	27,117	22,838	1,377	0.87
川越市	48,299	25,844	20,698	1,757	1.28
船橋市	52,473	29,382	21,410	1,680	1.42
柏市	56,517	33,357	21,320	1,840	1.01
横須賀市	52,955	26,669	24,893	1,393	1.32
富山市	65,682	44,345	20,119	1,218	0.41
金沢市	67,457	45,749	20,340	1,368	0.91
長野市	45,284	24,712	19,042	1,530	0.79
岐阜市	60,881	30,071	29,453	1,358	1.60
豊橋市	63,428	38,874	23,343	1,211	0.63
豊田市	60,091	36,182	22,734	1,175	0.57
岡崎市	45,824	21,201	23,591	1,032	0.56
大津市	53,862	29,379	23,124	1,359	1.23
高槻市	60,070	32,871	25,452	1,746	1.73
東大阪市	58,839	27,284	28,991	2,564	4.14
豊中市	59,349	31,380	25,652	2,317	2.63
枚方市	55,253	27,378	25,904	1,972	1.96
姫路市	55,703	30,357	23,854	1,492	1.67
西宮市	61,758	30,013	29,718	2,027	1.69
尼崎市	60,100	28,051	30,132	1,917	4.05
奈良市	56,399	26,768	28,037	1,593	2.16
和歌山市	63,624	32,778	29,364	1,482	2.44
倉敷市	61,602	35,153	24,668	1,781	1.47
福山市	59,238	29,761	27,882	1,595	1.61
下関市	63,308	38,841	23,311	1,156	1.70
高松市	61,461	30,716	29,045	1,700	1.57
松山市	52,949	22,370	29,135	1,444	2.46
高知市	54,457	27,593	25,028	1,836	3.82
久留米市	63,047	36,984	24,331	1,731	2.07
長崎市	59,251	34,942	22,601	1,708	3.17
大分市	64,964	37,223	26,070	1,671	1.86
宮崎市	57,758	31,423	24,394	1,941	2.08
鹿児島市	66,195	40,246	24,354	1,594	2.57
那覇市	57,634	34,787	21,583	1,264	3.67

注：一人当たり医療扶助費については平成26年6月審査分のものであり、保護率については平成26年5月に係る値である。
資料：医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）、被保護者調査（年次調査、月次調査）